令和７年度版

障害者（児）福祉ガイドブック

土浦市イメージキャラクター　つちまる

土浦市障害福祉課

ガイドブックのご利用にあたって

　このガイドブックは、障害のある方にご利用いただける各種制度やサービス、相談窓口についてご案内するために作成したものです。

　土浦市で実施している事業を中心に、国や県で実施している関連事業についても掲載しております。

　ご利用にあたって申請が必要な制度もございますので、詳しくは、各担当窓口にお問合せください。

　このガイドブックは、令和７年４月１日現在の内容で作成しております。

　発行後の制度改正等により、掲載内容が実際の状況と異なる場合があります。

目　次

１　障害者手帳について

身体障害者手帳について・・１

療育手帳について ・・・２

精神障害者保健福祉手帳について・・・３～４

障害者手帳診断書料の助成 ・・・４

２　医療費の助成について

障害者に対する後期高齢者医療制度の認定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

重度障害者（児）に対する医療費の助成（マル福制度）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

自立支援医療費制度（更生医療・育成医療・精神通院）の給付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６～９

３　地域における生活の支援について

補装具の交付・修理　・・１０

日常生活用具の給付（地域生活支援事業）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０～１２

地域生活支援事業　・・・１３～１４

（相談支援、基幹相談支援センター、手話通訳者設置、移動支援、地域活動支援センター
生活支援（生活訓練等）、訪問入浴サービス、日中一時支援、障害者（児）一時介護
手話通訳者・要約筆記者派遣）

４　障害福祉サービスについて

障害福祉サービス（障害者総合支援法、児童福祉法）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５～１７

５　各種手当・共済について

心身障害児及び心身障害者福祉手当・・１８

特別障害者手当・・・１８

難病患者福祉手当・・１９

障害児福祉手当・・・１９

児童扶養手当・・１９

特別児童扶養手当・・２０

障害年金・・２０

特別障害給付金・・・２１

心身障害者扶養共済制度・・２１

６　割引・減免制度について

所得税・住民税の控除等・・・２２

自動車税（種別割）・自動車税（環境性能割）の減免・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３～２４

有料道路通行料金の割引・・２４

タクシー料金の割引・・２４

ＪＲ運賃の割引・・・２５

バス運賃の割引・・・２５

航空運賃の割引・・・２５

ＮＨＫ受信料の免除・・・２６

ＮＴＴ番号案内（１０４）の料金無料化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２６

携帯電話基本料金の割引・・２６

身体障害者補助犬に係る登録手数料等の免除・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２６

保育料の減額・・ ２７

公営住宅家賃の認定区分の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２７

公営住宅への申込みについて・・・ ２７

公共施設使用料等の減免・・ ２７

７　その他の福祉について

重度障害者福祉タクシー利用料金の助成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２８

重度身体障害者訪問理美容サービス費の助成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２８

重度障害者（児）住宅リフォーム費用の助成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２８

生活福祉資金の貸付・・・ ２９

障害者歯科治療（完全予約制）・・ ２９

土浦市家庭ごみ訪問収集・・ ２９

友愛サービス事業・・・ ２９

福祉電話の貸与・・・ ３０

緊急通報装置の貸与・・・ ３０

ＮＥＴ１１９　聴覚障害者向け緊急通報システム・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ３０

特定在宅療法継続者登録制度（在宅登録１１９）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ３０

避難行動要支援者支援制度・・ ３０

災害時用ストマ装具保管・・ ３１

いばらき身障者等用駐車場利用証制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ３１

駐車禁止区域内の駐車許可・・ ３１

土浦市立図書館来館困難者等郵送サービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ３２

点字図書・録音図書の貸出・・ ３２

ガイドヘルパーの派遣・・・ ３２

雇用保険の求職者給付「就職困難者」について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ３２
郵便等による不在者投票制度・・・ ３３
ヘルプマークの配布・・ ３３
ミライロ ID について・・ ３３
産科医療補償制度・・・ ３４
青い鳥郵便葉書の無償配布・・ ３４
６５歳になる方へ・・・ ３５～３６

相談等の窓口・・ ３７～４１

１　障害者手帳について

＊身体障害者手帳

【身体障害者手帳の申請・届出書の提出、交付の窓口】

土浦市大和町９番１号　土浦市役所障害福祉課　電話：029-826-1111(代)　FAX：029-826-7118

【主な申請手続の種類】

・**新規**申請 ⇒ 身体障害者手帳の交付を希望するとき

・**再交付**申請 ⇒ 障害者手帳に記載されている再認定時期を迎えるときや、新たな種類の障害の追加、障害等級の見直しを行うとき、または手帳を紛失したとき

・**記載事項変更**申請 ⇒ 身体障害者手帳に記載された所持者又は保護者の住所・氏名が変更となったとき（土浦市内での変更に限る）

【申請別の必要書類等】

<table>
<tr><th rowspan="2">申請の種類</th><th rowspan="2">新規申請</th><th colspan="2">再交付申請</th><th rowspan="2">記載事項変更申請</th></tr>
<tr><th>等級変更・障害追加
障害の再認定</th><th>紛失又は棄損したとき</th></tr>
<tr><td rowspan="2">必要書類等</td><td>・交付申請書
・手帳用診断書（医師が記入した日から３か月以内に提出が必要）※１</td><td>・再交付申請書
・身体障害者手帳
・手帳用診断書（医師が記入した日から３か月以内に提出が必要）※１</td><td>・再交付申請書
・事実申立書（紛失の場合）
・身体障害者手帳（棄損の場合）</td><td rowspan="2">・記載事項変更届出書
・身体障害者手帳</td></tr>
<tr><td colspan="3">〈新規申請・再交付申請ともに必要なもの〉
・写真（新規申請時は２枚、再交付申請は１枚必要）※２
障害追加で、２種類以上の診断書を提出する場合は、その診断書の枚数と同数の写真が必要になります。
・個人番号が確認できる書類（所持者のみ）</td></tr>
</table>

※１　**身体障害者福祉法第15条に基づく指定を受けた医師に**、診断書の種類を相談のうえ、土浦市障害福祉課へ申請書類を請求してください。
指定医の確認につきましては、医療機関または障害福祉課までお問合せください。
診断書の作成は、病院での有料文書となります（診断書料の助成については４ページをご覧ください）

※2　使用できない写真：ポラロイド写真、カラーコピーしたもの、デジタルカメラによるもの
（カメラ店などで証明写真用に現像したものは使用可）

＊療 育 手 帳

茨城県では、知的障害により日常生活や社会生活において制約がある方に、各種の支援を受けやすくするための「療育手帳」を交付しています。

療育手帳の判定は、 Ⓐ…最重度　A…重度　B…中度　C…軽度の４段階に分かれています。

【新規・再判定について】

受付先	18歳未満の方……茨城県土浦児童相談所 〒300-0815　土浦市下高津3-14-5　電話：029-821-4595 18歳以上の方……茨城県福祉相談センター 〒310-0011　水戸市三の丸1-5-38　電話：029-221-0800
再判定について	療育手帳には再判定年月が記載されています。福祉サービス等を継続して利用する場合には、上記の各判定機関へご予約のうえ、再判定を受けてください。
※ 申請に際しては判定が必要ですので、**事前に電話などで予約をしてください**。 ※ 申請書等の必要書類につきましては、各判定機関にお問合せください。	

【その他の手続について】

	土浦市内で手帳所持者又は保護者の氏名・住所が変更になったとき	療育手帳を棄損･紛失した場合の再交付申請
申請先	土浦市役所障害福祉課	
必要書類等	・記載事項変更届出書 ・療育手帳 ・個人番号が確認できる書類	・再交付申請書 ・写真（サイズ：縦４㎝×横３㎝　１枚）※ ・個人番号が確認できる書類 ・事実申立書　（紛失の場合） ・療育手帳　　(棄損の場合)

	茨城県外の市区町村から土浦市内に転入したときの再交付申請
申請方法	茨城県発行の療育手帳を取得していただきます。申請方法は、次のア・イの２通りあります。 ア　上記「(1) 判定の受付先」にて、改めて療育手帳取得のための判定を行う。 イ　現在有効な療育手帳をもとに、茨城県の療育手帳を作成する。 　申請先：土浦市役所障害福祉課
必要書類等	・再交付申請書 ・写真（サイズ：縦４㎝×横３㎝　１枚） ・申 出 書 ・療 育 手 帳 ・個人番号が確認できる書類
※ 使用できない写真：ポラロイド写真、カラーコピーしたもの、デジタルカメラによるもの （カメラ店などで証明写真用に現像したものは使用可）	

＊精神障害者保健福祉手帳

【精神障害者保健福祉手帳の申請・届出書の提出、手帳の受け渡しの窓口】
土浦市大和町９番１号　土浦市役所障害福祉課　電話：029-826-1111(代)　FAX：029-826-7118

【主な申請手続について】
・**新規**申請 ⇒ 精神障害者保健福祉手帳の交付を希望するとき
・**更新**申請 ⇒ 有効期間満了後に、引き続き手帳の交付を受けるとき
※有効期限日の３か月前から手続ができます。**手帳の有効期間は２年間です。**
・**等級変更**申請 ⇒ 障害年金の等級が変わったとき または 障害の状態に変化があったとき
精神障害者保健福祉手帳の申請方法は、以下の２通りがあります。

申請方法	医師の診断書を提出する方法	障害年金の受給を確認できる書類の写しを提出する方法
手帳の障害等級	診断書の内容をもとに茨城県精神保健福祉センターで決定されます。	障害年金の等級と同じものとなります。 ※精神の障害を理由に障害年金を受けている方が対象です。
必要書類	手帳用診断書（初診日から６か月を経過した日以後に作成したもの）	・年金証書、年金振込通知書、又は年金支払通知書の写し（いずれか１点） ・照会同意書（年金の支給理由を調べるため）
	〈以下共通で必要なもの〉 ・申請書 ・写真（縦４㎝×横３㎝、上半身脱帽、１年以内に撮影したもの）１枚　※ ・個人番号が確認できる書類	

【その他の精神障害者保健福祉手帳の申請、手続について】

申請内容	必要書類
市内で住所・氏名が変わったとき	・記載事項変更届 ・精神障害者保健福祉手帳
茨城県外の市区町村から、土浦市へ転入したとき	・申請書 ・転入前の都道府県で交付された精神障害者保健福祉手帳 ・写真　１枚※ ・個人番号が確認できる書類
手帳を棄損・紛失したため、再交付を希望する場合	・再交付申請書 ・写真　１枚※ ・精神障害者保健福祉手帳（棄損の場合）

※縦４㎝×横３㎝、上半身脱帽、１年以内に撮影したもの
使用できない写真：ポラロイド写真、カラーコピーしたもの、デジタルカメラによるもの（カメラ店などで証明写真用に現像したものは使用可）
また、精神障害者保健福祉手帳につきましては、写真なしで申請することも可能です。写真なしの場合、障害者手帳は身分証としての効力はありませんが、茨城県内においては、精神障害者保健福祉手帳所持者が利用できる各制度等をご利用いただけます（ＪＲ運賃や航空運賃の割引を除く）。

◆更新申請または再交付申請の場合、新手帳は、旧手帳と引きかえにお渡しいたします。

◆障害者手帳・療育手帳の返還について

手帳所持者が亡くなられた場合など、障害者手帳および療育手帳が不要になったときは、障害福祉課窓口へ返還してください。また、返還いただいた手帳は再度お渡しすることができませんので、必要に応じて、コピー等をされてからご返却ください。

◆土浦市外に転出される方へ

転出に伴い、障害者手帳に係る各種手続の停止、廃止や喪失の手続が必要になる場合があります。詳しくは、障害福祉課にお問合せ願います。

また、転出先の市区町村の担当部署にて、住所の変更手続が必要となります。

＊障害者手帳診断書料の助成

障害者手帳交付申請時にかかった診断書料の一部を助成します。

対象者	身体障害者（児）（新規及び障害追加による再交付のみが対象） 精神障害者　　（新規申請・更新申請ともに対象）
助成限度額	５，０００円（診断書料が５，０００円未満の場合は、実費分を助成します）
必要書類	・申請書 ・診断書料の領収書 ・振込口座が分かるもの（通帳やカード等）

【窓口】土浦市役所　障害福祉課　電話：029-826-1111(代)　FAX：029-826-7118

２　医療費の助成

＊障害者に対する後期高齢者医療制度の認定

６５歳以上の方で、以下に該当する方は後期高齢者医療制度の認定が受けられます。
後期高齢者医療制度の認定を受けることで、医療費の自己負担割合が変わる場合があります。

対象者の範囲	(1) 国民年金法における障害年金「１級及び２級」の受給者 (2) 身体障害者手帳「３級以上」の交付を受けた方 (3) 身体障害者手帳「４級」の交付を受け、かつ、その障害名が「音声機能障害又は言語機能障害」である方 (4) 身体障害者手帳「４級」の交付を受け、かつ、その障害名が下肢機能障害のうち、「両下肢のすべての指を欠くもの、一下肢を下腿の２分の１以上で欠くもの、一下肢の機能の著しい障害」である方 (5) 療育手帳「Ⓐ及びＡ」の交付を受けた方 (6) 精神障害者保健福祉手帳「１級又は２級」の交付を受けた方

【窓口】土浦市役所　国保年金課　医療福祉係　電話：029-826-1111(代)

＊重度障害者（児）に対する医療費の助成（マル福制度）

障害者（児）の方々の医療費を助成しています。対象者及び助成の範囲は次のとおりです。

対象者の範囲	土浦市に居住地を有する方で、 (1) 身体障害者手帳「１級又は２級」の交付を受けた方 (2) 身体障害者手帳「３級」の交付を受け、かつ、その障害名が「心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫、肝臓の機能障害」である方 (3) 療育手帳「Ⓐ又はＡ」（知能指数３５以下の判定）の交付を受けた方 (4) 精神障害者保健福祉手帳「１級」の交付を受けた方 (5) 身体障害者手帳「３級又は４級」と、療育手帳「Ｂ」（知能指数５０以下の判定）の両方の交付を受けた方 (6) 身体障害者手帳「３級又は４級」と、精神障害者保健福祉手帳「２級」の両方の交付を受けた方 (7) 療育手帳「Ｂ」（知能指数５０以下の判定）と、精神障害者保健福祉手帳「２級」の両方の交付を受けた方 (8) 特別児童扶養手当「１級」の受給者 (9) 障害年金「１級」の受給者
助成の範囲	病気や負傷の治療等を受けた場合に、国民健康保険、各健康保険等による保険給付にともなう医療費の患者負担分が助成されます。 他の公費負担医療（例えば自立支援医療等）を利用したうえで、なお一部負担が生じた場合も助成されます。
その他	※本人又は扶養義務者の所得の制限があり、限度を超えた方は対象から除かれます。 ※６５歳以上７５歳未満の方で、後期高齢者医療制度の対象となる方は、同制度の被保険者となる必要があります。

【窓口】土浦市役所　国保年金課　医療福祉係　電話：029-826-1111(代)

＊自立支援医療費制度（更生医療・育成医療・精神通院）の給付

指定の自立支援医療機関で医療を受けた場合、医療費の１割が原則として自己負担となります。
ただし、前年度の所得等に応じて自己負担上限月額が定められています。

利用の際は、必ず事前に申請をしてください。

所得区分		自己負担上限月額				本人収入または世帯ごとの税額	
		更生医療・精神通院医療	育成医療	重度かつ継続			
一定所得以上		対象外	対象外	20,000円		市町村民税235,000円以上	
中間所得	中間所得２	医療保険の高額療養費 ※精神通院の殆どは重度かつ継続	10,000円	10,000円		市町村民税課税以上235,000円未満	市町村民税33,000円以上235,000円未満
	中間所得１		5,000円	5,000円			市町村民税課税以上33,000円未満
低所得２		5,000円	5,000円	5,000円		市町村民税非課税（本人収入が800,001円以上）	
低所得１		2,500円	2,500円	2,500円		市町村民税非課税（本人収入が800,000円以下）	
生活保護		0円	0円	0円		生活保護世帯	

「重度かつ継続」の範囲
○疾病、症状等から対象となる者
［更生・育成］ 腎臓機能・小腸機能・免疫機能・心臓機能障害（心臓移植後の抗免疫療法に限る）・肝臓の機能障害（肝臓移植後の抗免疫療法に限る）の者
［精神通院］ ①統合失調症、躁うつ病・うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障害、薬物関連障害（依存症等）の者
②精神医療に一定以上の経験を有する医師が判断した者
○疾病等に関わらず、高額な費用負担が継続することから対象となる者
［更生・育成・精神通院］ 医療保険の多数該当の者

・更生医療および育成医療

利用の際は、必ず事前に申請をしてください。

<table>
<tr><th>医療の種別</th><th>更 生 医 療</th><th>育 成 医 療</th></tr>
<tr><td rowspan="2">対象となる医療・手術症例</td><td>１８歳以上の身体障害者がその障害を取り除いたり、軽減して日常生活を容易にしたりするために効果が期待される医療が対象となります。</td><td>１７歳以下の身体障害児、または疾患に係る医療を行わない場合は将来において障害を残すと認められる児童が、その障害の除去・軽減のために受ける手術等の医療が対象となります。</td></tr>
<tr><td>人工透析　抗ＨＩＶ療法　じん移植・肝臓移植後の抗免疫療法　など
◆身体障害者手帳の交付を受けた方</td><td>関節形成手術　心臓手術　口蓋・口唇形成術　歯列矯正　角膜手術　など
◆身体障害者手帳の交付を受けていない方も対象となる場合がございます。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">新規申請
再認定申請</td><td>＜申請に必要なもの＞
・自立支援医療費（更生医療）支給認定申請書
・自立支援医療（更生医療）意見書
・個人番号が確認できる書類
・前年中の申請者本人の収入がわかるもの（省略可能な場合があります ※１）
・特定疾病療養受療証 ※２</td><td>＜申請に必要なもの＞
・自立支援医療費（育成医療）支給認定申請書
・自立支援医療（育成医療）意見書
・個人番号が確認できる書類</td></tr>
<tr><td colspan="2">〈以下は更生医療・育成医療共通〉
・健康保険証又は生活保護受給証明書（写し可）※３
・申請者（受診者）本人の所持している健康保険証と同一の健康保険加入者全員の課税状況の確認できるもの（省略可能な場合があります ※１）
※１ 所得の申告により、土浦市にて課税・非課税の状況が確認できる場合は、その方の証明書の提出は省略できます。
※２特定疾病療養受療証をお持ちの方のみ、申請時に提示をお願いします。
※３育成医療の場合は、同一保険の加入者全員分の健康保険証が必要です。
◆再認定申請は、**有効期間が終了する３か月前から**可能です。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">変更申請</td><td>申請の内容</td><td>〇指定医療機関等の変更・追加（入院による病院の変更も含む）
〇氏名、住所、保険の種類の変更
〇自己負担上限月額の変更</td></tr>
<tr><td>申請に必要なもの</td><td>・申請書
・自立支援医療（更生医療・育成医療）意見書※４
・個人番号が確認できる書類
・保険証（保険の内容変更の場合）
・受給者証
※４医療を受ける病院を変更する場合は必要になります。また、入院による病院の変更の場合も必要です。
ただし、薬局の変更・追加の場合は省略可能です。</td></tr>
</table>

・精神通院

自立支援医療（精神通院）制度では、指定の医療機関で通院治療を受けた場合、医療費の自己負担が原則として１割になります。また、前年の所得等に応じて１か月当たりの自己負担額の上限額が設定されます。受給者証の有効期間は１年以内です。継続して受給するには更新手続が必要です。

【自立支援医療費受給者証（精神通院）の申請、届出等について】

<table>
<tr><td>新規申請・再認定申請</td><td colspan="3">○ 自立支援医療費の支給を新たに受けるとき
〈申請に必要なもの〉
（１）自立支援医療費用診断書（精神通院）（省略可能な場合があります　※1）
（２）健康保険証又は生活保護受給証明書（写し可）
（３）課税状況の確認できるもの（省略可能な場合があります　※2）
申請者（受診者）本人と、同一の健康保険加入者全員の課税証明書又は非課税証明書（18 歳未満は不要）が必要です。
ただし、申請者（受診者）本人が加入している保険が国民健康保険**以外**の場合は、その健康保険の「被保険者」本人の課税証明書又は非課税証明書があれば、他加入者の課税証明書又は非課税証明書がなくても申請できます。
課税証明については、自立支援医療の申請日の属する年度（自立支援医療を申請する日の属する月が１月～６月である場合は、前年度）の課税証明書又は非課税証明書が必要です。
（４）前年中（自立支援医療を申請する日の属する月が１月～６月である場合は、前々年）の申請者本人の収入がわかるものの収入が確認できる書類（「障害者年金等の払込み通知書」や振込み金額がわかる通帳の写し等）ただし、申請者と同一世帯に市民税の課税者がいる場合は不要です。
（５）個人番号が確認できる書類
（６）申請書
（７）申請書提出者の身分確認ができるもの
※1 自立支援医療費用診断書（精神通院）を省略することが出来る場合は、次のいずれかです。
・自立支援医療受給者証（精神通院）の「認定診断書」欄に、「医療用 １ 年目」又は「手帳用 １ 年目」と記載がある方が、再認定申請をする場合。
・精神障害者保健福祉手帳の新規又は更新・等級変更の申請の際に、精神障害者保健福祉手帳用診断書を添付し、かつ、自立支援医療を同時に申請する場合。
なお、手帳診断書作成料についての助成があります（４ページ）。
・障害者手帳を精神障害者手帳用診断書で申請しており、かつ１年以上有効期限の残っている方で、精神障害者保健福祉手帳の写しを診断書の代わりとして用いる場合。
※2 所得の申告により、土浦市にて課税・非課税の状況が確認できる場合は、その方の証明書の提出は省略できます。
◆再認定申請は、**有効期間の終了する３か月前から**可能です。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">変更申請</td><td>申請の内容</td><td>〇指定医療機関等の変更・追加、自己負担上限額の変更の場合</td><td>〇氏名、住所（県内での移動）、保険の種類を変更した場合</td></tr>
<tr><td rowspan="2">申請に必要なもの</td><td>申請書</td><td>記載事項変更届（自己負担上限額の変更が伴う場合は、申請書での変更手続になります）</td></tr>
<tr><td colspan="2">受給者証（上限額管理票）、個人番号が確認できる書類、申請書提出者の身分確認ができるもの、保険証（保険の内容変更の場合）</td></tr>
</table>

再交付申請	○ 受給者証を紛失又は汚損したとき 〈申請に必要なもの〉申請書、個人番号が確認できる書類、 申請書提出者の身分確認ができるもの
返還	○ 茨城県外の市町村へ転出し、受給者証の手続が済んだ場合 ○ 紛失による再交付をした方で、紛失した受給者証を発見したとき（有効期限切れの受給者証を返還する必要はありません）。
他県からの転入	○ 県外で自立支援医療費の支給を受けていた方が土浦市へ転入した場合 →土浦市で**新規申請手続**をしていただきます。 〈申請に必要なもの〉 前ページに記載の新規申請の場合に必要なもの(１)～(７)に加え、以下のものが必要となります。 （８）他都道府県・市発行の受給者証の写し （９）次のうちいずれか１点 ・診断書取寄せ同意書 ・自立支援医療費用診断書（精神通院）写し ・精神障害者保健福祉手帳用診断書写し ※有効期間満了日は、転入前に認定された期日までとなります

【窓口】土浦市役所　障害福祉課　電話：029-826-1111(代)　FAX：029-826-7118

３　地域における生活の支援について

＊補装具の交付・修理

身体の障害を補って日常生活をしやすくするため、補装具の交付・修理を行っています。

利用の際は、必ず事前に給付決定を受けてください。介護保険対象者は、一部の給付品目が介護保険優先となります。

【装具の種類】

対象者	品　　目	介護保険優先対象品目
視覚障害の方	視覚障害者安全杖、義眼、矯正眼鏡、遮光眼鏡、弱視眼鏡、コンタクトレンズ	歩行器 車椅子 電動車椅子 ※上記品目のうち、特別処方による車椅子が必要なときは、お問合せください。
聴覚障害の方	補聴器	
肢体不自由の方	義手、義足、装具、姿勢保持装置、車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補助つえ、重度障害者用意思伝達装置（両上下肢機能の全廃及び言語機能を喪失した身体障害児（原則として学齢児以上とする）または身体障害者で、コミュニケーション手段として本装置が必要と認められる方）等	
費用	定率一割負担と、所得に応じた月額負担上限額が設定されています。	

※品目別に基準額及び耐用年数が定められています。品目によって所定の意見書が必要になります。
※障害者の場合、本人又は配偶者のいずれかの市町村民税の所得割額が４６万円以上の場合は支給対象となりません。
障害児の場合、障害児本人又はその保護者等の世帯員のいずれかが市町村民税所得割額が４６万円以上であっても補装具費の支給対象となります。

【窓口】土浦市役所　障害福祉課　電話：029-826-1111(代)　FAX：029-826-7118

＊日常生活用具の給付（地域生活支援事業）

日常生活がより円滑に行われるために、障害の種類及び程度に応じて日常生活用具を給付します。

利用の際は、必ず事前に給付決定を受けてください。

【日常生活用具給付種目】※種目別に基準額及び耐用年数が定められています。

	種　目	対象となる障害及び程度
視覚	視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害の程度が２級以上の身体障害児（原則として学齢児以上とする）または身体障害者　※視覚障害者用テープレコーダーの給付を受ける方を除く
	視覚障害者用テープレコーダー	視覚障害の程度が２級以上の身体障害児（原則として学齢児以上）または身体障害者　※視覚障害者用ポータブルレコーダーの給付を受ける方を除く
	視覚障害者用時計	視覚障害の程度が２級以上の身体障害者
	点字タイプライター	視覚障害の程度が２級以上の身体障害児又は身体障害者（原則として就学または就労しているか、もしくは就労が見込まれる方）
	電磁調理器	・視覚障害の程度が2級以上の身体障害者 ・障害の程度がＡ以上の療育手帳の所持者
	視覚障害者用体温計	視覚障害の程度が２級以上の身体障害児（原則として学齢児以上）または身体障害者で、当該者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯である場合

視覚	視覚障害者用体重計	視覚障害の程度が２級以上の身体障害者で、視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する方
	視覚障害者用血圧計（音声式）	視覚障害の程度が２級以上の身体障害児（原則として学齢児以上） または身体障害者で、視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する方
	視覚障害者用読書器	視覚障害があり、本装置により文字等を読むことが可能になる身体障害児（原則として学齢児以上とする）または身体障害者
	点字器	視覚障害者手帳の所持者
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害の程度が２級以上の身体障害児（原則として学齢児以上とする） または身体障害者
	点字ディスプレイ	視覚障害の程度が２級以上を有する身体障害者で、本装置が必要と認められる方
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害の程度が２級以上の身体障害児（原則として学齢児以上とする） または身体障害者
	重度視覚障害者情報バリアフリー化ソフト	視覚障害の程度が２級以上の身体障害児（原則として学齢児以上とする） または身体障害者
聴覚	聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害の程度が２級以上の身体障害者で、聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で、日常生活上必要と認められる世帯に属する方
	聴覚障害者用通信装置	聴覚障害もしくは発声・発語に著しい障害を有する身体障害児（原則として学齢児以上とする）または身体障害者で、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として本装置が必要と認められる方
	聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害を有する身体障害児又は身体障害者で、本装置によりテレビの視聴が可能となる方
音声・言語	携帯用会話補助装置	・音声機能もしくは言語機能障害を有する身体障害児（原則として学齢児以上とする）または身体障害者 ・肢体不自由の身体障害児（原則として学齢児以上とする）または身体障害者 いずれも発生・発語に著しい障害を有する方
	人工喉頭	音声・言語機能障害者手帳の所持者
肢体不自由	紙おむつ	脳原性運動機能障害による排便排尿の意思表示が困難な方（３歳以上）
	重度上肢不自由者情報バリアフリー化機器	上肢機能障害の程度が２級以上の身体障害児（原則として学齢児以上とする） または身体障害者
	便器	下肢もしくは体幹機能障害の程度が２級以上の身体障害児（原則として学齢児以上とする）または身体障害者
	特殊便器	・上肢機能障害の程度が２級以上の身体障害児（原則として学齢児以上とする） または身体障害者 ・障害の程度がＡ以上の知的障害児または知的障害者 それぞれ訓練を行っても自ら排便の処理が困難な方
	特殊マット	・下肢もしくは体幹機能障害の程度が２級以上の身体障害児（原則として３歳以上） または身体障害者 ・障害の程度がＡ以上の知的障害児若しくは知的障害者
	特殊寝台	下肢もしくは体幹機能障害の程度が２級以上の身体障害者
	特殊尿器	下肢もしくは体幹機能障害の程度がＩ級の身体障害児（原則として学齢児以上とする）または身体障害者で、常時介護を要する方
	入浴担架	下肢もしくは体幹機能障害の程度が２級以上の身体障害児（原則として３歳以上とする）または身体障害者で、入浴に介助を要する方

肢体不自由	体位変換器	下肢もしくは体幹機能障害の程度が２級以上の身体障害児（原則として学齢児以上とする）または身体障害者で、下着交換等に当たって介助を要する方
	入浴補助用具	下肢もしくは体幹機能障害を有する身体障害児（原則として３歳以上とする） または身体障害者で、入浴に介助を要する方
	移動用リフト	下肢もしくは体幹機能障害の程度が２級以上の身体障害児（原則として３歳以上とする）または身体障害者
	歩行支援用具	平衡機能もしくは下肢もしくは体幹機能障害を有する身体障害児（原則として３歳以上とする）または身体障害者で、家庭内の移動等において介助を必要とする方
	訓練用ベッド	下肢もしくは体幹機能障害の程度が２級以上の身体障害児 （原則として学齢児以上とする）
	訓練いす	下肢もしくは体幹機能障害の程度が２級以上の身体障害児（原則３歳以上とする）
	居宅生活動作補助用具	下肢、体幹機能障害もしくは乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る）の程度が３級以上の身体障害児（学齢児以上とする） または身体障害者 ※特殊便器への取り替えをする場合は、上肢障害の程度が２級以上とする。
呼吸器	酸素ボンベ運搬車	身体障害者で、医療保険における在宅酸素療法を行う方
	ネブライザー	・呼吸器機能障害の程度が３級以上である身体障害児（原則として学齢児以上とする）または身体障害者 ・同程度の障害を有する身体障害児または身体障害者で必要と認められる方
	電気式たん吸引器	・呼吸器機能障害の程度が３級以上である身体障害児（原則として学齢児以上とする）または身体障害者 ・同程度の障害を有する身体障害児または身体障害者で、必要と認められる方
腎	透析液加温器	じん臓機能障害の程度が３級以上の身体障害児（原則として３歳以上とする） または身体障害者で、自己連続携行式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行う方
腸	ストマ用装具	ぼうこうもしくは直腸機能障害者手帳の所持者 （ストマ造設をしている方で、蓄便袋又は蓄尿袋を使用している方）
全	頭部保護帽	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の所持者
	歩行補助杖 （1本杖のみ）	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の所持者
	収尿器	尿意がないもしくは排尿が困難な身体障害者手帳の所持者
	火災警報器	・障害の程度が２級以上の身体障害児または身体障害者 ・障害の程度がＡ以上の知的障害児または知的障害者 ・障害の程度がＩ級の精神障害児または精神障害者 それぞれ火災発生の感知及び避難が著しく困難な方 （当該者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る）
	自動消火器	・障害の程度が２級以上の身体障害児または身体障害者 ・障害の程度がＡ以上の知的障害児または知的障害者 ・障害の程度がＩ級の精神障害児または精神障害者 それぞれ火災発生の感知及び避難が著しく困難な方 （当該者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る）

【費用】定率一割負担と、所得に応じた月額負担上限額が設定されています。

※給付対象者が属する世帯に市町村民税の所得割額が４６万円以上の方がいる場合は給付対象となりません。

【窓口】土浦市役所　障害福祉課　電話：029-826-1111(代)　FAX：029-826-7118

＊地域生活支援事業（日常生活用具については１０～１２ページに記載）

障害のある方が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた事業を土浦市が主体で行うものです。

事業名	事業内容	対象者	利用料等	備考
相談支援事業	障害者（身体、知的、精神）や障害児のさまざまな相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行います。	１市内に住所を有する障害者及び障害児 ２市内に住所を有する障害児の保護者 ３市内に住所を有する障害者又は障害児の介護者	無料	窓口：土浦市役所 土浦市社会福祉協議会 尚恵学園（知的・児童のみ） ほびき園（精神のみ）
基幹相談支援センター事業	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、総合的・専門的な相談支援、地域の相談支援体制の強化、地域移行・地域定着の促進、権利擁護・虐待の防止等を行います。	市内居住の障害者（児）障害者（児）の保護者及び介護者	無料	窓口：土浦市社会福祉協議会 詳細はp35へ
手話通訳者設置事業	市役所（本庁に限る）において各種申請等の事務手続に関する手話通訳を行います。	コミュニケーションの手段として、手話通訳を必要とする聴覚障害者又は聴覚障害児	無料	毎週月・金曜日のみ（8：30～17：15）
移動支援事業（個別支援）	社会生活上必要不可欠な外出および余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。	市内に住所を有する障害者及び障害児で移動の支援を必要とする方（居宅介護のうち通院に係る移動支援、重度訪問介護、重度包括支援又は、行動援護の障害福祉サービスを受給できる場合は当該障害福祉サービスが優先）	利用費の１割に相当する額を自己負担。 ただし、生活保護法による被保護世帯及び市町村民税非課税世帯は無料。	1日8時間の利用を限度とし、1月あたり24時間までの範囲。 通勤、通学、及び通所のための利用は、緊急かつやむを得ない理由がある場合に限ります。
地域活動支援センター事業	障害者への創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行い、社会復帰に向け支援します。	市内に居住する障害者及び障害児	利用施設により異なります。 ※有料サービス（食費など）は実費負担。	詳細はp37へ
生活支援事業（生活訓練等事業）	精神障害者へ日中活動の場の提供や相談事業、地域交流を行い、社会復帰に向け支援します。	市内に居住する精神障害者	サービス利用費は無料 ※食費、登録料などは実費負担。	詳細はp37へ

事業名	事業内容	対象者	利用料等	備考
訪問入浴 サービス事業	入浴車派遣により、入浴サービスを行います。	家庭での入浴が困難な身体障害者及び寝たきりの状態にある方 ※障害福祉サービス及び介護保険制度の利用が優先となります。 児童も条件付きで対象となる場合があるため、お問合せください。	利用費の１割に相当する額を自己負担。 ただし、生活保護法による被保護世帯及び市町村民税非課税世帯は無料。	原則、利用は週に1回。 市長が特に認めるときは週に2回。
日中一時支援事業	障害者の介護者又は障害児の保護者・介護者の都合により、一時的に施設介護が必要となる障害者（児）を施設で預かります。	市内に居住する障害者及び障害児 ※宿泊を伴わない利用に限ります。	利用費の１割に相当する額を自己負担。 ただし、生活保護法による被保護世帯及び市町村民税非課税世帯は無料。	1月あたり80時間までの範囲で利用可。 （利用時間は 6：00～20：00の間）
障害者（児）一時介護事業（レスパイト事業）	障害者の介護者又は障害児の保護者若しくは介護者の都合により、一時的に施設介護が必要となる障害者又は障害児を施設で預かります。	市内に居住する、満1歳以上で身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている方 （特に1対1の介護が必要な方） ※宿泊を伴わない利用に限ります。	1時間300円。 ただし、生活保護法による被保護世帯及び市町村民税非課税世帯は無料。	施設：尚恵厚生園 029-831-1686 年間100時間までの範囲で利用可。 （利用時間は 8：00～18：00の間）
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	コミュニケーション支援のため、手話通訳者・要約筆記者を派遣します。	市内に住所を有する聴覚障害者（児）で、コミュニケーションの手段として、手話通訳、要約筆記を必要とする方。	無料	1月あたり40時間までの範囲で利用可。

４　障害福祉サービスについて

＊障害福祉サービス（障害者総合支援法、児童福祉法）

障害のある方が、自ら指定事業者・施設と契約を結んで利用するサービスに対し、費用の助成をします。**介護保険対象者は、基本的に介護保険によるサービスが優先されます。**

【申請・相談窓口】土浦市役所　障害福祉課　障害福祉係　電話：029-826-1111(代)
FAX：029-826-7118

【利用までの流れ】

１　サービス利用について障害福祉課に相談

２　申請　**※事前予約制**

３　認定調査
心身の状態や生活状況についてお話をうかがいます。

４　審査・判定（障害支援区分※が必要な方）
審査会により、障害支援区分が決定します。
※障害の特性や心身の状態により、どのくらいサービスが必要なのかを示す度合いのこと。

５　サービス等利用計画案の作成依頼
相談支援専門員が、サービス利用を希望される方の状況に合った計画案を作成します。

６　支給決定
判定結果や計画案をもとに、サービスの支給決定をします。
「障害福祉サービス受給者証」が交付されます。

７　利用開始
「障害福祉サービス受給者証」を提示し、サービスを利用します。

【費用】原則として費用の１割を自己負担。ただし、所得等に応じて上限が決められています。

区分	世帯（本人及び配偶者）の収入状況	負担上限月額
生活保護世帯	生活保護受給世帯	０円
低所得	市町村民税非課税世帯	
一般１	市町村民税課税世帯（所得割１６万円未満） ※施設入所者（２０歳以上）及びグループホーム利用者を除く	９，３００円
一般２	市町村民税課税世帯で一般１に該当しない世帯	３７，２００円

※難病患者等のサービス利用について

平成２５年４月より障害者の範囲に難病患者等が追加されたことに伴い、障害者手帳所持の有無に関わらず、必要と認められた障害福祉サービス等（障害福祉サービス及び補装具給付及び地域生活支援事業の一部）の受給が可能となりました。対象疾患やサービス利用に伴う手続に関しましては、障害福祉課にお問合せください。

・訓練等給付費の支給対象サービス

主に、自立した生活に必要な知識や技術を身につけるためのサービスです。

サービスの名称	内　容
自立訓練 （機能訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、障害福祉サービス事業所等に通所し、身体機能の向上のため作業療法やリハビリテーションを行います。
自立訓練 （生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、障害福祉サービス事業所等に通所し、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
宿泊型自立訓練	日中に、障害福祉サービスを利用又は就労等している障害者が、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、居室そのほかの設備を利用させるとともに、生活能力向上のための支援を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援Ａ型	一般企業等での就労が困難な方に、雇用契約等に基づき就労を行いつつ、生産活動等の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援Ｂ型	一般企業等での就労が困難な方や、就労移行支援によっても雇用に至らなかった方などに、生産活動等の機会を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	一般企業等に新たに雇用された障害者の方に、一定期間、企業、障害福祉サービス事業者、病院等との連絡調整、各般の問題に関する相談、指導及び助言等の必要な支援を行います（就労移行支援などを利用後、新たに雇用された障害者で、就労継続期間が６か月を経過した方が対象）。
自立生活援助	施設を利用していた方が一人暮らしを始めたときに、生活や健康などに問題がないか、訪問して助言などの支援をします。
共同生活援助 （グループホーム）	地域で共同生活を営む方に、住居における相談や日常生活上の援助を行います（障害支援区分の申請が必要となる場合があります）。

・介護給付費の支給対象サービス

主に、日常生活に必要な支援を受けられるサービスです。

原則として、障害支援区分の申請が必要となります。

サービスの名称	内　容
居宅介護	主に自宅で、入浴、排せつ、食事等の介助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介助、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	視覚障害の方が外出するときに、代筆・代読・移動の支援を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている方が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。
短期入所	短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度障害者等包括支援	意思疎通に著しい困難があり、介護の必要性がとても高い方に、居宅介護など複数のサービスを包括的に行います。

生活介護	日中、常に介護を必要とする方に、入浴、排せつ、食事の介助等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
施設入所支援	介護が必要な方や通所が困難な方で、日中活動系サービス等を利用する方に対して居住の場を提供し、夜間における日常生活上の支援を行います。

・地域相談支援給付費の支給対象サービス　（※利用者の上限管理対象外）

サービスの名称	内　容
地域移行支援	入所・入院している障害者に、地域生活へ移行するために必要な支援を行います。
地域定着支援	在宅生活をしている障害者の方に、常時の連絡体制を確保し、緊急時等の支援を行います。

・計画相談支援給付費の支給対象サービス

サービスの名称	内　容
計画相談支援	サービス利用者の総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえて、サービス等利用計画を作成します（指定特定相談支援事業所に申請者が作成を依頼します）。

・障害児通所給付費の支給対象サービス

サービスの名称	内　容
児童発達支援	未就学の障害児に対し、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を実施します。
放課後等デイサービス	就学している障害児に対し、生活能力の向上のために必要な訓練を行い、社会との交流の促進を支援します。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識機能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。

５　各種手当・共済・年金について

＊心身障害児及び心身障害者福祉手当

在宅の心身に障害のある方及び在宅の２０歳未満の障害児を養育している父母又はその養育者に手当を支給します。

障害の程度		支給月額（非課税世帯）	支給月額（課税世帯）
２０歳以上	身障手帳１級・２級、療育手帳 Ⓐ 、Ａ 、Ｂ 精神障害者保健福祉手帳１級	５，０００円	２，５００円
２０歳未満	身障手帳１級～４級、療育手帳 Ⓐ 、Ａ 、Ｂ 精神障害者保健福祉手帳１級・２級	５，０００円	２，５００円
	身体・療育・精神手帳をお持ちでない方で、特別児童扶養手当の対象と認定された方		
２０歳未満	身障手帳５級・６級、療育手帳Ｃ 精神障害者保健福祉手帳３級	４，５００円	２，２５０円
支給制限	（１）福祉施設に入所している方（グル―プホーム、介護老人保健施設、ケアホーム等含む） （２）障害年金、特別障害給付金を受給している方 （３）特別障害者手当、障害児福祉手当、ねたきり老人等福祉手当を受給している方		
支給月	３月・９月		

【窓口】土浦市役所　障害福祉課　障害対策係　電話：029-826-1111（内線 2339）　FAX：029-826-7118

＊特別障害者手当

精神又は身体に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別な介護を必要とする在宅の２０歳以上の方に対して支給します。

なお、「心身障害児及び心身障害者福祉手当」との併給はできません。

対象となる障害の程度	①精神障害者保健福祉手帳の１級程度、または身体障害者手帳２級（個別等級）以上、もしくは療育手帳Ⓐ等の障害が２つ以上重複している方。 ②身体障害者手帳１級（両上肢、両下肢、体幹のいずれか）、または療育手帳Ⓐであり、かつ、日常生活動作（座るなど計８項目）がひとりでは出来ない状態にある方。 ③その他、①または②と同程度の障害を持つ方。 ※支給対象者については、障害福祉課障害対策係までご相談ください。
支給制限	（１）受給資格者又はその配偶者若しくは扶養義務者の前年の所得が一定金額以上であるとき（受給資格者の所得には、非課税である障害基礎年金を含みます） （２）社会福祉施設等の施設に入所している方 （３）病院又は診療所に３か月を超えて入院している方
手当額	月額２９，５９０円（令和７年４月現在） ※年度により手当額は変動します。
支給月	２月・５月・８月・１１月

【窓口】土浦市役所　障害福祉課　障害対策係　電話：029-826-1111（内線 2339）FAX：029-826-7118

＊難病患者福祉手当

難病患者の方に手当を支給します。

対象疾患	指定難病及び一般特定疾患 ※障害福祉サービスの受給対象の疾病とは対象範囲が異なります。
対象者	土浦市内在住で、保健所から指定難病特定医療費受給者証又は一般特定疾患医療受給者証の交付を受けている方（ただし、短期入所を除く施設入所をしている方および生活保護法による扶助を受けている方を除く）
支給額	課税世帯：月額１，５００円　非課税世帯：月額３，０００円
支給月	３月・９月

【窓口】土浦市役所　障害福祉課　障害対策係　電話：029-826-1111（内線 2339）　FAX：029-826-7118

＊障害児福祉手当

精神又は身体に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時介護を必要とする在宅の重度の障害児（２０歳未満）に対して支給します。

なお、「心身障害児及び心身障害者福祉手当」との併給はできません。

対象となる障害の程度	①身体障害者手帳１級や２級（個別等級）の一部に相当する程度 ②知的障害で療育手帳Ⓐに相当する程度 ③その他①、②と同程度の障害を持つ方
支給制限	（１）受給資格者又はその配偶者若しくは扶養義務者の前年の所得が一定金額以上であるとき （２）社会福祉施設等に入所している方 （３）障害を事由とする政令で定める他の給付を受けている方
手当額	月額１６，１００円（令和７年４月現在） ※年度により手当額は変動します。
支給月	２月・５月・８月・１１月

【窓口】土浦市役所　障害福祉課　障害対策係　電話：029-826-1111（内線 2339）　FAX：029-826-7118

＊児童扶養手当

父母の離婚などにより、父又は母と生計をともにしていない児童（１８歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある者）が養育される家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立を促し、児童の福祉の増進を図ることを願って手当を支給します。また、児童に一定の障害の状態がある場合は、手当の対象児童として扱う期間が延長され、２０歳未満までとなります。

※上記対象の方以外に、**父又は母が一定の障害の状態にある児童も対象**となる場合があります。詳しくは担当課へお問合せください。

【窓口】土浦市役所　こども政策課　電話：029-826-1111（代）

＊特別児童扶養手当

中程度以上の心身障害のため、日常生活において常時介護を必要とする在宅の２０歳未満の児童を養育している父母又はその養育者に対し、障害児の生活向上のために手当を支給します。

【障害の程度と支給額】

	障 害 の 程 度	手 当 額（令和７年４月現在）
特別児童扶養手当１級	①身体障害者手帳のおおむね１級、２級程度に該当する方（内部疾患には例外あり） ②療育手帳の総合判定がⒶ、A 程度の知的障害又は同程度の精神障害の方	対象児１人につき月額５６，８００円
特別児童扶養手当２級	①身体障害者手帳のおおむね３級程度（下肢障害４級の一部を含む）に該当する方（内部疾患には例外あり） ②療育手帳の総合判定が B 程度の知的障害又は同程度の精神障害の方	対象児１人につき月額３７，８３０円
支給制限	（１）手当を請求する方（父母又は養育者等）の前年の所得が一定金額以上であるとき、又は手当を請求する方と同居している配偶者及び扶養義務者の前年の所得が、一定金額以上あるとき （２）児童が福祉施設に入所中のとき （３）児童が法に定める公的年金を受給しているとき（児童扶養手当との併給は可）	
支給月	４月・８月・１１月	

【窓口】土浦市役所　こども政策課　電話：029-826-1111(代)

＊障害年金

年金に加入している期間中に生じた病気やけがによって、生活や仕事等が制限されるようになった場合に支給されます。

【支給要件】保険料の納付状況が、初めて診療をうけた日（初診日）の前日時点で、以下のいずれかに該当していること。

（１）直近１年間の保険料をすべて納めている期間になっていること

（２）保険料の滞納期間が被保険者期間のうち３分の１以上とならないこと

【その他】２０歳前の傷病により、２０歳に達したとき（障害認定日が２０歳以後の場合はその障害認定日）に障害等級１級又は２級に該当する程度の障害状態にある場合にも支給されます。ただしこの場合、本人の前年の所得が一定額以上あるときは支給が制限されます。

【窓口】

初診日における加入制度が、	「国民年金」である方	土浦市役所国保年金課国民年金係　電話：029-826-1111㈹
	「厚生年金」である方	土浦年金事務所　土浦市小松１-3-33　ハトリビル１・２階 電話：029-825-1170

＊特別障害給付金

国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金等を受給していない障害者の方に支給されます。

支給要件	障害基礎年金を受給していない、国民年金法の障害等級１級又は２級に該当する障害を有する方で、以下のいずれかに該当していること。 （1）昭和６１年３月３１日以前当時に、被保険者となっていない配偶者で障害者となった方 （2）平成３年３月３１日以前当時に、被保険者となっていない学生・生徒で障害者となった方
給付額 （令和７年４月現在）	１級該当：月額５６，８５０円 ２級該当：月額４５，４８０円
その他	６５歳になる前に社会保険庁長官の認定を受け、５年以内に請求しないと権利が消滅します。

【窓口】土浦市役所　国保年金課　国民年金係　電話：029-826-1111（代）

＊心身障害者扶養共済制度

障害のある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者が死亡又は重度障害になったとき、障害のある方に終身一定金額の年金を支給する制度です。

加入できる方	１～３級の身体障害者手帳所持者、知的障害者及び精神などに永続的な障害のある方を扶養している保護者であって、以下の要件を満たしている方。 （１）土浦市内に住所がある （２）６５歳未満である （３）保護者に特別の病気や障害がない
掛金の額	加入時の年齢によって１口９，３００円～２３，３００円の７段階に分かれており、障害のある方１人につき２口まで加入することができます。
年金等の額	一口につき月額２０，０００円
掛金の免除・減免	加入期間が継続して２０年以上で、加入者の年齢が６５歳以上になった場合は、掛金が全額免除となります。 そのほか、加入者の世帯の所得状況によって、掛金が減免されます。
その他	・加入者より先に障害のある方が死亡した場合、加入期間に応じて弔慰金が支給されます。 ・加入者が脱退した場合、加入期間に応じて脱退一時金が支給されます。

【窓口】土浦市役所　障害福祉課　電話：029-826-1111(代)　FAX：029-826-7118

6　各種割引・減免制度について

＊所得税・住民税の控除等

措　　置	対 象 者	内　　容	①提出先（窓口） ②必要書類
所得税の障害者控除	特別障害者: （身体:１～２級、 知的:Ⓐ・A、 精神:１級）	所得控除として 40 万円が控除できます。 ※　特別障害者の方を扶養している方で、同居されている場合には扶養控除に 35 万円が加算できます。	①土浦税務署 電話：029-822-1100 ②障害者手帳
	身体：３～６級 知的：B・C 精神：２・３級	所得控除として 27 万円が控除できます。	
住民税の障害者控除	特別障害者: （身体:１～２級、 知的:Ⓐ・A、 精神:１級）	所得控除として 30 万円が控除できます。 ※　特別障害者の方を扶養している方で、同居されている場合には扶養控除に 23 万円が加算できます。	①市役所課税課 電話：029-826-1111 ②障害者手帳
	身体：３～６級 知的：B・C 精神：２・３級	所得控除として 26 万円が控除できます。	
相続税の障害者控除	障害者手帳 所持者	法定相続人である障害者の相続税額から以下により算出した額が控除できます。 特別障害者:85 歳に達するまでの年数×20 万円 障害者：85 歳に達するまでの年数×10 万円	①土浦税務署 ②障害者手帳
贈与税の非課税	身体：１・２級 知的：Ⓐ・A 精神：１～３級	障害者の生活費などに充てるために、一定の信託契約に基づいて障害者を受益者とする財産の信託があったときは、その信託受益権の価額のうち以下の額は贈与税が非課税になります。 特別障害者：6,000 万円まで 障害者（知的・精神のみ）：3,000 万円まで	①土浦税務署 ②障害者手帳
利子等の非課税	障害者手帳 所持者	マル優、特別マル優などの利子についての非課税制度を利用できます。 ＊それぞれ 350 万円まで	①銀行、信託銀行、証券会社など ②障害者手帳
心身障害者扶養共済制度加入の方の給付金の非課税や掛金の控除	心身障害者扶養共済給付金を支給されている方	支給される給付金（脱退一時金を除く）には、所得税・住民税がかかりません。	①所得税：土浦税務署 住民税：市役所課税課 ②証明書
	給付金を受ける権利を、相続又は贈与により取得した方	支給される給付金を受ける権利を、相続又は贈与により取得した場合には、相続税又は贈与税がかかりません。	①土浦税務署 ②証明書
	心身障害者扶養共済加入の方	掛金の金額を所得控除として控除できます。	①所得税:土浦税務署 住民税:市役所課税課 ②証明書
あんま、はり等医業に類する事業税の非課税	重度の 視力障害者	重度の視力障害者（失明者又は両眼の視力 0.06 以下の方）があんま、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業を行う場合、事業税は非課税となります。	①土浦県税事務所（土浦合同庁舎内）電話：029-822-8511㈹ ②身体障害者手帳
身体障害者が営む事業	身体障害者手帳 所持者	障害者及びその扶養者の方で、前年中における総所得が 370 万円以下である場合、個人事業税が減免されます。	①土浦県税事務所 ②身体障害者手帳

＊自動車税（種別割）・自動車税（環境性能割）の減免

	障害の区分			障害手帳の個別等級
身体障害者手帳	視覚障害			１級～４級
	聴覚障害			２級～３級
	平衡機能障害			３級
	上肢不自由			１級～２級
	下肢不自由	身体障害者が運転		１級～６級
		生計を一にする家族が運転・常時介護者が運転		１級～３級
	体幹不自由	身体障害者が運転		１級～３級及び５級
		生計を一にする家族が運転・常時介護者が運転		１級～３級
	乳幼児期以前の非進行性脳病による運動機能障害		上肢機能	１級～２級
			移動機能	１級～６級
	心臓機能障害			１級及び３級
	じん臓機能障害			１級及び３級
	呼吸器機能障害			１級及び３級
	ぼうこう又は直腸機能障害			１級及び３級
	小腸機能障害			１級及び３級
	免疫機能障害			１級～３級
	肝臓機能障害			１級～３級
	音声言語機能障害（ただし、喉頭摘出による）			３級
療育手帳	知的障害者			Ⓐ～Ａ
精神手帳	精神障害者保健福祉手帳所持者			１級かつ自立支援医療費受給者証（精神通院）の所持者

減免できる車の所有者条件

【自動車】

所有者	運転者	住所	世帯	生計を一にすることを示す書類	扶養関係	生計を一にすることを示す書類
障害者	障害者	―	―	―	―	―
	家　族	同	同	世帯全員の住民票	―	―
		同	別	障害者・所有者・運転者の各住民票	―	―
		別	―	障害者の住民票	あり	扶養関係が確認できるものの写し
			―		なし	戸籍謄本 ※生計同一確認書類
家族	障害者	同	同	世帯全員の住民票	―	―
		同	別	障害者・所有者・運転者の各住民票	―	―
		別	―	障害者の住民票	あり	扶養関係が確認できるものの写し
		別			なし	戸籍謄本 ※生計同一確認書類
	家　族	同	同	世帯全員の住民票	―	―
			別	障害者・所有者・運転者の各住民票	―	―
		別	―	障害者の住民票	あり	扶養関係が確認できるものの写し
					なし	戸籍謄本※生計同一確認書
		施設入所	－	障害者の住民票と一時帰宅等証明書	あり	扶養関係が確認できるものの写し
					なし	施設入所時の申込書等で障害者と納税義務者の氏名が確認できる書類の写し
障害者世帯	常時介護者	―	―	常時介護証明書	―	―

【軽自動車】

※市役所の証明は不要です。直接、課税課窓口に申請してください。

※申請期限を過ぎると減免を受けることができません。期限については、減免窓口にお問合せください。減免を受けられるのは、障害者の方お１人につき１台に限ります。

【減免・相談窓口】

自動車税（種別割）：茨城県土浦県税事務所収税第一課（土浦市真鍋 5-17-26　土浦合同庁舎内）
電話：029-822-7205㈹　FAX：029-822-7362

自動車税（環境性能割）：茨城県土浦県税事務所自動車税分室（土浦市卸町 2-1-5）
電話：029-842-7812㈹　FAX:029-842-9151

軽自動車税（種別割）　：土浦市役所　課税課　市民税係　　電話：029-826-1111㈹

＊有料道路通行料金の割引

対 象 者	① 身体障害者が自分で運転する場合 ② 重度の身体障害者「第１種」又は重度の知的障害者「第１種」が乗車し、介護者が運転する場合
対象となる自動車の範囲	障害者の方お１人につき、要件を満たす自動車１台を事前にご登録いただけます。 また、自動車を保有されていない又は事前登録された自動車がやむを得ず使用できない場合等を考慮し、自動車を事前登録されていない場合でも、要件を満たす自動車が割引の対象となります。 なお、ＥＴＣ無線通行（ノンストップ走行）で割引の適用を希望される場合は、自動車の事前登録及びＥＴＣ利用申請が必要となります。
必 要 書 類	①障害者手帳　②自動車検査証　③運転免許証（障害者本人が運転する場合） 〈以下はＥＴＣへの登録を希望する場合〉 ④**障害者本人名義**のＥＴＣカード（未成年の場合は親権者名義で可） ⑤車載器管理番号のわかる書類 ※更新申請や登録内容の変更の申請の場合には、必要書類を一部省略できることがあります。詳しくは、障害福祉課へご相談ください。
割 引 率	通常料金の半額
※ 自動車の要件や詳しい内容については、各道路会社ホームページまたは「有料道路における障害者割引制度のご案内」をご確認ください。	

【窓口】土浦市役所　障害福祉課　電話：029-826-1111(代)

＊タクシー料金の割引

身体障害者手帳又は療育手帳を持っている方は、茨城県内のタクシー利用で料金の割引が受けられます。

【割引率】料金の１割

【利用方法】身体障害者手帳又は療育手帳の提示

【問合せ先】茨城県ハイヤー・タクシー協会　電話：029-297-7131　FAX：029-297-7132

＊ＪＲ運賃の割引

<table>
<tr><th colspan="3">手帳種別</th><th colspan="2">乗車券</th><th colspan="3">割引内容</th><th>割引率</th></tr>
<tr><td rowspan="8">第Ｉ種知的障害者</td><td rowspan="8">第Ｉ種身体障害者</td><td rowspan="8">第Ｉ種精神障害者</td><td rowspan="4">単独の場合</td><td>普通</td><td colspan="3">片道１０１キロ以上利用のとき</td><td>５割</td></tr>
<tr><td>回数</td><td colspan="3">×</td><td>×</td></tr>
<tr><td>急行</td><td colspan="3">×</td><td>×</td></tr>
<tr><td>定期</td><td colspan="3">×</td><td>×</td></tr>
<tr><td rowspan="4">介護者つきの場合（介護者は１名まで）</td><td>普通</td><td colspan="3">障害者・介護者とも</td><td>５割</td></tr>
<tr><td>回数</td><td colspan="3">障害者・介護者とも</td><td>５割</td></tr>
<tr><td>急行</td><td colspan="3">障害者・介護者とも</td><td>５割</td></tr>
<tr><td>定期</td><td>障害者・介護者ともに</td><td colspan="2">①障害者が小児の場合は介護者のみ
②介護者には通勤定期乗車券を販売</td><td>５割</td></tr>
<tr><td rowspan="9">第２種知的障害者</td><td rowspan="9">第２種身体障害者</td><td rowspan="9">第２種精神障害者</td><td rowspan="4">単独の場合</td><td>普通</td><td colspan="3">片道１０１キロ以上利用のとき</td><td>５割</td></tr>
<tr><td>回数</td><td colspan="3">×</td><td>×</td></tr>
<tr><td>急行</td><td colspan="3">×</td><td>×</td></tr>
<tr><td>定期</td><td colspan="3">×</td><td>×</td></tr>
<tr><td rowspan="5">介護者つきの場合（介護者は１名まで）</td><td>普通</td><td colspan="3">×</td><td>×</td></tr>
<tr><td>回数</td><td colspan="3">×</td><td>×</td></tr>
<tr><td>急行</td><td colspan="3">×</td><td>×</td></tr>
<tr><td rowspan="3">定期</td><td rowspan="2">障害者が小児（１２歳未満）のとき</td><td>障害者</td><td>×</td><td>×</td></tr>
<tr><td>介護者</td><td>通勤定期乗車券を販売</td><td>５割</td></tr>
<tr><td>上記以外</td><td colspan="2">×</td><td></td></tr>
</table>

【窓口】ＪＲ各駅　　障害者手帳を提示し、乗車券を購入してください。

＊バス運賃の割引

種　類	対　象　者	割引率
普通乗車券	身体・療育手帳所持者と第Ｉ種の障害者の介護者	５割
定期乗車券	ＪＲ運賃割引に準じます	３割
料金支払い時に身体障害者手帳又は療育手帳を提示してください （精神障害者保健福祉手帳所持者も、一部のバス会社で割引対象となります）		

※キララちゃんバスは、身体・療育・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方全て割引対象になります。
　割引後の運賃は８０円です（介助者１名も対象、小学生は半額の４０円）。

【問合せ先】各バス会社

＊航空運賃の割引

【対象者】満 12 歳以上で、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
　　及びその介護者
　　※割引率は、各航空会社にお問合せください。

【窓口】各航空券販売窓口

＊ＮＨＫ受信料の免除

全額免除	身体・知的・精神障害者（手帳所持者）がいる世帯で、世帯構成員全員が市町村民税非課税
半額免除	（１）視覚障害者、聴覚障害者（手帳所持者）が世帯主でかつＮＨＫの契約者 （２）重度の障害者（身体１・２級、知的Ⓐ・Ａ、精神１級）が世帯主でかつＮＨＫの契約者
※ＮＨＫが、全額免除対象者は１年毎、半額免除対象者は２年毎に、免除の基準を満たしているか確認を行います。基準を満たさない場合は、放送受信料の支払いが生じることがあります。	

【窓口】土浦市役所　障害福祉課　電話：029-826-1111(代)　FAX：029-826-7118

＊ＮＴＴ番号案内（１０４）の料金無料化

対象者	（１）「視覚障害」の身体障害者手帳所持者 （２）「肢体不自由（上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の１～２級）」の身体障害者手帳所持者 （３）「聴覚障害（２、３、４、６級）」の身体障害者手帳所持者 （４）「音声機能、言語機能又はそしゃく機能障害（３、４級）」の身体障害者手帳所持者 （５）療育手帳所持者 （６）精神障害者保健福祉手帳所持者
※ご利用の際は事前登録が必要となります。	

【窓口】ＮＴＴふれあい案内事務局　電話：0120-104174　FAX：0120-104134

＊携帯電話基本料金の割引

【対象者】各種障害者手帳所持者

【窓口】各携帯電話会社 営業所

※手帳の提示が必要です。詳細は各携帯電話会社にご確認ください。

＊身体障害者補助犬に係る登録手数料等の免除

身体障害者補助犬の所有者である身体障害者は、身体障害者補助犬に係る市への登録手数料等が免除されます。詳しくは、担当窓口へお問合せください。

【対象者】身体障害者補助犬の所有者である身体障害者

【窓口】土浦市役所　環境衛生課　電話：029-826-1111(代)

＊保育料の減額

在宅障害児（者）世帯の場合、一定の要件に該当すれば保育料が減額される場合があります。
詳しくは、担当窓口へお問合せください。

【対象者】前年分の所得税非課税世帯であって、身体障害者手帳の交付を受けた方がいる世帯

【窓口】土浦市役所　保育課　電話：029-826-1111(代)

＊公営住宅家賃の認定区分の変更

障害者（児）のいる入居者につきましては、家賃の認定区分が変更される場合があります。
詳しくは、各担当窓口へお問合せください。

【窓口】市営住宅⇒土浦市役所　住宅営繕課　電話：029-826-1111㈹
　　県営住宅⇒茨城県住宅管理センター　業務課　電話：029-226-3603

＊公営住宅への申込みについて

市営住宅への入居申込の要件として、「同居する親族がいる」ことが求められていますが、

・　１～４級の身体障害者手帳所持者
・　１～３級の精神障害者手帳所持者
・　茨城県交付の療育手帳所持者

については、同居する親族がいない場合でも、申込みができる場合があります（その他、市営住宅入居資格要件を満たす必要があります）。

また、県営住宅についても同様の取り扱いがあります。
詳しくは、各担当窓口へお問合せください。

【窓口】市営住宅⇒土浦市役所　住宅営繕課　電話：029-826-1111㈹
　　県営住宅⇒茨城県住宅管理センター　業務課　電話：029-226-3603

＊公共施設使用料等の減免

身体障害者が土浦市博物館・土浦市老人福祉センター等の公共施設を利用する場合に、使用料等が減免される場合があります。詳しくは各公共施設にお問合せください。

【対象者】身体障害者手帳の交付を受けている方

【窓口】各公共施設

７　その他の福祉について

＊重度障害者福祉タクシー利用料金の助成

重度の在宅障害者の方が、医療機関等への往復に要するタクシー料金を助成します。

対象者	（１）障害の程度が１級又は２級の身体障害者手帳をお持ちの方 （２）障害の程度がⒶ又はＡの療育手帳をお持ちの方 （３）障害の程度が１級の精神障害者福祉手帳をお持ちの方 **※自動車税・軽自動車税を減免されている方、障害者支援施設及び特別養護老人ホームに入所中の方は除きます。**
助成額	１枚５００円のタクシー券を、年間５０枚を限度に支給します。 （１回の乗車で２枚まで使用できます） ※タクシー券助成額が利用料金を上回っても、おつりは出ません。
利用方法	事前に市役所でタクシー券の交付を受け、その券を乗車時に使用してください。

【窓口】土浦市役所　障害福祉課　電話：029-826-1111(代)　FAX：029-826-7118

＊重度身体障害者訪問理美容サービス費の助成

重度身体障害者の方に対し、在宅において受ける理美容料金の一部を助成します。

対象者	移動及び外出が困難な在宅の重度身体障害者で、下肢又は体幹機能の障害程度が１級又は２級の身体障害者手帳をお持ちの方
助成額	３，０００円の利用券を年間２枚まで

【窓口】土浦市役所　障害福祉課　電話：029-826-1111(代)

＊重度障害者（児）住宅リフォーム費用の助成

重度の障害者（児）の方が在宅生活を送りやすくするため、住宅の一部を改造する場合に費用の一部を助成しています。

制度をご利用の際は、必ず**工事実施前**に窓口で給付決定を受けてください。

対象者	（１）下肢又は体幹機能障害による１級又は２級の身体障害者手帳をお持ちで、前年の所得が特別障害者手当の所得制限限度額を超えない方 （２）総合判定Ⓐの療育手帳をお持ちで、前年の所得が特別障害者手当の所得制限限度額を超えない方
住宅改造の例	台所、浴室、便所、居室、玄関、廊下等の使用を容易にする設備等の整備又は工事
助成額	リフォーム対象工事に係る費用の４分の３（上限４１２，０００円）

【窓口】土浦市役所　障害福祉課　電話：029-826-1111(代)

＊生活福祉資金の貸付

低所得世帯等に対し、経済的自立と生活意欲の助成・促進を図るために、必要な資金の貸付けを行っています。特に身体障害者世帯に対する貸付については、低所得世帯であることを要件とせず、さらに身体障害者更生資金（通勤用自動車の購入、及び自動車運転の技能取得のための資金）の貸付条件を緩和しています。

【問合せ先】土浦市社会福祉協議会　電話：029-821-5995　FAX：029-824-4118

＊障害者歯科治療（完全予約制）

通常の歯科医では診察・治療が難しい障害者の方の歯科治療を行っています。

必ず事前に予約をお取りください。

【受付日時】月～金曜日　午前９時～午後５時

【問合せ先】茨城県歯科医師会口腔センター土浦　土浦市下高津 2-7-47
電話：029-822-3835　FAX：029-826-4832

＊土浦市家庭ごみ訪問収集

家庭ごみをごみ集積場まで捨てに行くことが困難な視覚障害者の方に対して、自宅の戸口まで訪問して家庭ごみの収集を実施します。

【対象者】以下のいずれにも該当している方が対象になります。

・「視覚障害」で１級又は２級の身体障害者手帳をお持ちの方。

・一人暮らし、もしくは家庭ごみを集積場に捨てに行くことが困難な方のみで構成された世帯の方。

【問合せ先】土浦市役所　環境衛生課　電話：029-826-1111(代)

＊友愛サービス事業

高齢者及び障害者（児）世帯の方などへ、家事援助等のサービスを提供します。ボランティア精神を基盤とした助け合いの活動となるため、協力会員が活動できる範囲で家事等をお手伝いします。

対象者	（１）障害者（児）の世帯 （２）６５歳以上の支援が必要な高齢者
サービス内容	食事の支度・買い物・部屋の掃除・洗濯・病院の付き添いや話し相手等
費用	年会費：１,０００円 利用料：午前９時～午後５時　１時間６００円 上記時間以外　１時間８００円（材料費・交通費は別途負担）

【問合せ先】土浦市社会福祉協議会　電話：029-821-5995　FAX：029-824-4118

＊福祉電話の貸与

一人暮らしであり、外出することが困難な重度身体障害者の方に、無償で福祉電話を貸与します。

【対象者】一人暮らしで外出困難な在宅重度身体障害者（障害等級２級以上）のうち、現に電話を保有しない低所得者であって、福祉電話を使用することが必要と認められる方

【問合せ先】土浦市役所　障害福祉課　電話：029-826-1111(代)

＊緊急通報装置の貸与

重度身体障害者の方に対し緊急通報装置を貸与し、緊急時における通報手段を確保します。

【対象者】一人暮らしの在宅重度身体障害者（障害等級２級以上）であって、緊急通報装置の貸与が必要と認められる方

【問合せ先】土浦市役所　障害福祉課　電話：029-826-1111(代)

＊ＮＥＴ１１９　聴覚障害者向け緊急通報システム

事前に申請登録を行うことにより、聴覚・言語障害のある方でもご自身の携帯電話やスマートフォンで１１９番に通報することができます。

【対象者】聴覚・言語障害による身体障害者手帳所持者

【問合せ先】土浦市役所　障害福祉課　電話：029-826-1111(代)　FAX：029-826-7118

＊特定在宅療法継続者登録制度（在宅登録１１９）

特殊な機器を使用している在宅療法継続者の方が登録することで、迅速な救急搬送や適切な応急措置に活かされます。

【問合せ先】土浦市消防本部　電話：029-821-0119

＊避難行動要支援者支援制度

災害発生時や災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な方の名簿作成が法律で義務化されました。災害時にはこの名簿を活用することとなります。

また、事前にこの名簿情報の提供に同意いただいた方については、地域支援者（地区長や民生委員・児童委員等）へ情報提供することにより、平常時の見守り活動等に活用されます。

【対象者】身体障害者手帳１・２級（呼吸器機能以外の内部障害を除く）、療育手帳Ⓐ・Ａ、精神障害者保健福祉手帳１級の交付を受けている方等

【窓口】土浦市役所　防災危機管理課、社会福祉課、障害福祉課、高齢福祉課
電話：029-826-1111(代)

＊災害時用ストマ装具保管

災害時に備え、ストマ装具を障害福祉課でお預かりします。保管期間は１年間です。

【窓口】土浦市役所　障害福祉課　電話：029-826-1111(代)

＊いばらき身障者等用駐車場利用証制度

歩行が困難であり、以下の交付基準に該当する方へ、身障者等用駐車場を使用可能となる利用証を交付いたします。

対象者 （交付基準）	視覚４級以上　聴覚３級以上　平衡感覚５級以上 肢体不自由　　上肢２級以上　下肢６級以上　体幹５級以上 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害 上肢機能２級以上　移動機能６級以上 心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸・免疫・肝臓　４級以上 精神障害者保健福祉手帳１級　療育手帳Ⓐ又はＡ判定 要介護１～５　妊産婦（妊娠７か月～産後６か月） 小児慢性特定疾病受給者証所持者 指定難病特定医療費受給者証所持者

【窓口】土浦市役所　障害福祉課、高齢福祉課、こども包括支援課　電話：029-826-1111㈹
土浦市保健センター内　健康増進課　電話：029-826-3471

＊駐車禁止区域内の駐車許可

身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている歩行困難な方が、使用中の車両について駐車禁止除外車両として「本人標章」の交付を受けたときは、県公安委員会が駐車を禁止した区域内でも、他の交通の妨げにならない限り必要最小限の駐車が可能になります（自己所有車両、友人車両、レンタカー、タクシー等を問わず、本人が標章を所持して乗車していれば可能）。

対象者の範囲	(1)両上肢機能障害で２級のうち次の方（両上肢の機能全廃、両上肢を手関節以上で欠く、両上肢機能の著しい障害、両上肢のすべての指を欠く） (2)下肢障害で４級以上の方 (3)体幹機能障害で３級以上の方 (4)脳原性による両上肢機能障害で２級以上又は移動機能障害で４級以上の方 (5)視覚障害で４級以上の方（ただし視野障害４級は除く） (6)内部機能障害（免疫機能障害含む）で３級以上の方 (7)療育手帳の判定がⒶ又はＡの方 (8)精神障害者保健福祉手帳１級の方 (9)戦傷病者手帳（重度障害）の交付を受けている方
その他	※印鑑・手帳のコピー２部が必要です。 ※対象者の範囲でご不明な点がある場合は、事前に警察署へお問合せください。

【問合せ先】土浦警察署　交通課　〒300-0041 土浦市立田町 1-20　電話：029-821-0110

＊土浦市立図書館来館困難者等郵送サービス

図書館に来館することが困難な方に、図書館資料の郵送での貸し出しを行っています。

【対象者】身体障害者１級・２級、療育手帳の判定がⒶ・Ａ、
精神障害者保健福祉手帳１級・２級の方

【問合せ先】土浦市立図書館　電話：029-823-4646
開館時間：月～金　午前１０時～午後８時
土日祝　午前１０時～午後６時
休館日：月曜日（第１月曜・祝日を除く）、年末年始

＊点字図書・録音図書の貸出

視覚障害者の方に対して、点字図書や録音図書の貸出しを行っています。

【利用方法】利用登録が必要なため、電話等でお申込みください。

【費用】無料（郵送料もかかりません）

【問合せ先】視覚障害者センター（点字図書館内）　電話：029-221-0098　FAX：029-221-0234
土浦市立図書館　電話：029-823-4646

＊ガイドヘルパーの派遣

重度の視覚障害者等の外出時、適当な付き添いが得られない場合、ガイドヘルパーの派遣を受けることができます。

【問合せ先】土浦市社会福祉協議会　電話：029-821-5995

＊雇用保険の求職者給付「就職困難者」について

失業時に受給する雇用保険の基本手当の日数（所定給付日数）は、失業前に雇用保険に加入していた期間、失業時の年齢、失業に至った理由などによって決まります。身体障害者・知的障害者・精神障害者等に該当する場合には、就職困難者として、一般離職者に比べて給付日数が長く設定されています。

また、失業時に基本手当（失業給付）を受ける場合、通常、４週間の間に原則として２回以上求職活動を行う必要がありますが、就職困難者の場合は、求職活動が１回以上で済むなどの措置を利用することができます。

【対象者】身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳　所持者

【問合せ先】土浦公共職業安定所（ハローワーク土浦）　電話：029-822-5124　FAX：029-822-5294

＊郵便等による不在者投票制度

身体に重度の障害を有する方が利用できます。事前に郵便等投票証明書の交付を受ける手続が必要になります。

対象者	①　両下肢、体幹、移動機能障害　１級～２級 ②　心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、免疫機能障害　１級～３級
その他	※障害の内容によって、事前に身体障害程度証明書（土浦市障害福祉課にて発行）が必要となる場合があります。 ※郵便等による不在者投票が利用できる方の中で、上肢又は視覚障害１級の方は、選挙管理委員会委員長に届け出た者（選挙権を有する者に限る）に代理で投票用紙などを記載させ、投票することができます。

【窓口】土浦市役所　総務課　選挙管理委員会　電話：029-826-1111(代)

＊ヘルプマークの配布

外見からは援助や配慮を必要としていることが分からない方が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるためのマークを配布しています。

【対象者】社会生活などにおいて援助や配慮を必要としている方
（障害者手帳の有無は問いません）

【窓口】土浦市役所障害福祉課（市内に住所を有する方）電話：029-826-1111㈹
茨城県県南県民センター地域福祉室　電話：029-822-7217
土浦保健所　保健指導課　電話：029-821-5342

＊ミライロ ID について

障害者手帳の情報をスマートフォンに表示させるアプリです。株式会社ミライロが契約している公共交通機関や施設などで、料金の割引を受ける際の本人確認がスムーズになります。

また、手帳紛失のリスクの軽減や、手帳を人前で見せずに済むという利点があります。

【使用方法】

①ミライロ ID のアプリをアプリストアからダウンロードする。

②障害者手帳をスマートフォンで撮影して登録する。

③割引を受ける際に、アプリを提示して使用する。

【窓口】株式会社　ミライロ　https://help.mirairo-id.jp/

＊産科医療補償制度

お産に関連して重度脳性まひとなり、所定の条件を満たした場合に、お子様とご家族の経済的負担を速やかに補償するとともに、脳性まひ発症の原因分析を行い、同じような事例の再発防止に役立つ情報を提供することなどにより、産科医療の質の向上を図ることを目的とした制度です。

補償金	一時金と分割金をあわせ、総額３，０００万円
対象者	以下の①～③をすべて満たす場合、補償対象となります。 ①・２０１５年１月１日から２０２１年１２月３１日までに出生したお子様の場合 ⇒在胎週数が３２週以上で出生体重１，４００ｇ以上、または在胎週数が２８週以上で所定の要件を満たすこと。 ・２０２２年１月１日以降に出生したお子様の場合 ⇒在胎週数が２８週以上であること。 ②先天性や新生児期の要因によらない脳性まひであること。 ③身体障害者手帳１または２級相当の脳性まひであること。
その他	※補償申請ができる期間は、お子様の**満１歳の誕生日から満５歳の誕生日まで**です。

【問合せ先】産科医療補償制度専用コールセンター　電話：0120-330-637（土日祝・年末年始除く）
産科医療補償制度ホームページ
（右の二次元バーコードを読み取るとページが開きます）

＊青い鳥郵便葉書の無償配布

障害者の福祉に対する理解と認識を深めるため、希望される方に、青い鳥をデザインしたオリジナル封筒に郵便葉書（２０枚）をいれて、無償で配布しています。

【対象者】重度の障害者（身体１・２級、知的Ⓐ・Ａ）

【受付期間】４月１日から５月３１日まで
※毎年度の受付期間は、日本郵便のホームページや最寄りの郵便局でご確認ください。

【窓口】日本郵便株式会社（お客様サービス相談センター）
電話：0120-2328-86、0570-046-666（携帯電話から利用する場合）

＊６５歳になる方へ

65歳を迎えると、これまで利用していた制度やサービスに変更が生じることがあります。障害者手帳をお持ちの方がスムーズに手続を進められるよう、情報をまとめました。

◆障害福祉サービスから介護保険サービスへの移行について

65歳になると、介護保険の「第１号被保険者」となり、介護保険サービスの対象になります。これにより、現在利用している障害福祉サービスの一部が介護保険サービスへ移行することがあります。

（例）介護保険が優先されるサービス

障害福祉サービス	介護保険サービス
居宅介護	訪問介護
生活介護	通所介護
短期入所	短期入所
補装具	福祉用具貸与

※介護保険サービスが優先されますが、「重度訪問介護」など一部の障害福祉サービスは引き続き利用できる場合があります。現在のサービスを継続できるか、相談先にご確認ください。

※障害福祉サービスを利用していた方が、介護保険サービスに移行した結果、それまで利用者負担がなかった方が、費用の１割の利用者負担を支払うことになった場合に、支払った額が還付される制度があります。（新高額障害福祉サービス等給付費）

相談内容	相談先
障害福祉サービスについて	障害福祉課　障害福祉係 029-826-1111 内線2343、2470
新高額障害福祉サービス等給付費	障害福祉課　障害対策係 029-826-1111 内線2339
介護保険サービスについて	高齢福祉課　高齢相談係 029-826-1111 内線2313、2455、2476

◆医療保険の変更について（後期高齢者医療制度への切替え）

75歳になると後期高齢者医療制度に自動加入しますが、65歳以上で一定の障害がある方は、申請により65歳から加入することが可能です。

加入によるメリットは、次のとおりです。現在の健康保険（国民健康保険や社会保険）との保険料を比較し、加入をご検討ください。

・医療費の自己負担が原則１割（所得により２割・３割の場合あり）
・医療費の自己負担限度額が設定されている

【窓口】土浦市役所　国保年金課　医療福祉係　電話：029-826-1111(代)

◆年金制度の確認について（障害基礎年金を受給している方）

65 歳になると、老齢年金を受け取る資格が生じます。障害基礎年金を受給している場合でも、老齢厚生年金は上乗せして受給できます。老齢厚生年金の請求には、手続が必要です。

併給できる組み合わせ

・老齢基礎年金 ＋ 老齢厚生年金（会社員・公務員として働いた期間がある人）
・障害基礎年金 ＋ 障害厚生年金
・障害基礎年金 ＋ 老齢厚生年金

【窓口】土浦年金事務所　　土浦市小松 1-3-33　ハトリビル１・２階
電話：029-825-1170

◆介護保険サービス等の相談窓口について

65 歳以上の方は、介護保険の第１号被保険者となります。介護保険により利用できる制度、サービス、介護施設などについて、高齢福祉課または地域包括支援センターに相談することができます。

【窓口】

相談先	連絡先
高齢福祉課　高齢相談係	029-826-1111 内線 2313、2455、2476
地域包括支援センター うらら　（１中、３中、４中、６中地区） かんだつ（２中、５中、都和中、新治地区）	 029-824-0332 029-869-7035

相　談　等　の　窓　口

〇土浦市役所　障害福祉課

障害者(児)の福祉に関する相談に応じます。

必要に応じてケースワーカーが家庭を訪問し、相談に応じます。

【問合せ先】〒300-8686　土浦市大和町 9-1　電話：029-826-1111(代)　FAX：029-826-7118

〇土浦市の身体障害者相談員・知的障害者相談員

身体障害者・知的障害者又はその家族からの相談に応じ、関係機関と連携しながら、必要な指導を行います。相談員の連絡先は、土浦市役所障害福祉課へお問合せください。

〇土浦市の民生委員・児童委員

障害児（者）の社会参加を援助・指導するとともに、関係機関との協力のもとに社会福祉の増進に努めています。民生委員・児童委員の連絡先は、土浦市役所社会福祉課へお問合せください。

〇土浦市社会福祉協議会

高齢者、障害者などの要援護者の支援を行うとともに、各種福祉団体、ボランティア団体・サークル・企業等のサポートをしています。

【問合せ先】〒300-0036 土浦市大和町 9-2 ウララ２ビル４階　電話：029-821-5995
FAX：029-824-4118

〇土浦保健所

障害の早期発見・治療の促進及び社会適応を援助することを目的として、医学的な相談・指導に応じます。

【問合せ先】〒300-0812 土浦市下高津 2-7-46　電話：029-821-5342　FAX：029-826-5961

〇土浦児童相談所（１８歳未満の身体障害児・知的障害児の相談）

１８歳未満の児童に関するあらゆる問題について、医師・心理判定員・児童福祉司が相談に応じ、また必要な調査を実施することによって専門的・総合的な判定を行うとともに、必要な助言・指導などを行います。

【問合せ先】〒300-0812 土浦市下高津 3-14-5　電話：029-821-4595

○土浦市障害者虐待防止センター

障害者虐待が疑われる案件の通報受付及び関係者からの相談対応、障害者虐待の防止に係る広報等の機能を果たします。

【問合せ先】〒300－0036　土浦市大和町９－２　ウララ２ビル４階　土浦市社会福祉協議会内
電話：029-824-1650（24時間対応専用ダイヤル）
FAX：029-824-4118（休日・祝日を除く８時30分～午後５時15分）

○障害者差別相談窓口

障害を理由とした差別的取扱いの禁止と合理的配慮を行うことについての理解を促し、障害者差別に関する相談に応じます。

【問合せ先】・土浦市役所障害福祉課　〒300-8686 土浦市大和町9-1　電話：029-826-1111(代)
FAX：029-826-7118
・茨城県障害者差別相談室　〒310-0851 水戸市千波町1918
電話：029-246-6049　FAX：029-246-6048

○障害者なんでも相談室（障害者１１０番事業）

障害者や家族又は福祉施設の関係者などが抱えている福祉、保健医療、教育、就労、生活や財産管理、法律などの問題について専任の相談員がお答えします。

【問合せ先】〒310-0851　水戸市千波町1918　茨城県総合福祉会館茨城県手をつなぐ育成会内
電話・FAX共通：029-244-9588
【利用時間】毎週月曜から金曜　午前９時～午後４時30分

○身体障害者更生相談所（茨城県福祉相談センター）

主として１８歳以上の身体障害者を対象として、医師・理学療法士・看護師・身体障害者福祉司などが専門的立場から、次のような相談・指導を行います。

①医療に関する相談・指導・医学的判定　②義肢などの補装具の要否・適合判定
③心理・職業能力の判定　④巡回相談
⑤市町村及び施設に対する専門的技術援助及び広域調整

【問合せ先】〒310-0011 水戸市三の丸1-5-38（三の丸庁舎２階）
電話：029-221-0800　FAX：029-221-0811

○成年後見センターつちうら

知的障害者・精神障害者・認知症高齢者等、特に支援が必要な方の権利を擁護するとともに、成年後見制度・金銭管理・契約に関する事などの権利擁護に関する様々な相談に応じます。

【問合せ先】〒300-0036 土浦市大和町9-2　ウララ２ビル４階
土浦市社会福祉協議会内成年後見センターつちうら
電話：029-821-1152　FAX：029-824-4118

○地域活動支援センター

市内に居住する障害者（児）の方に、創作活動や生産活動などを通して、日中の居場所や社会との交流の機会を提供します。

【利用料】地域活動支援センター事業委託事業者が掲示する額

【実施機関】ほびき園　かすみがうら市牛渡5513-1　電話：029-898-3661　FAX：029-898-3760

○生活支援事業（生活訓練等）の事業所

市内に居住する精神障害者の方に、日中活動場所の提供や相談事業、地域交流を行い、社会復帰と自立を支援します。

【利用料】基本的には無料。別途発生する食費、登録料などは実費負担。

【実施機関】ほびき園土浦サテライト　土浦市港町1-1-7 服部ビル６階　電話：029-823-3240

○相談支援事業を行う事業所

様々な相談に応じ、必要な情報提供や助言を行います。

【対象者】市内居住の障害者（児）、障害者（児）の保護者及び介護者

【実施機関】以下の４か所

・土浦市社会福祉協議会 土浦市大和町9-2 ウララビル４階 電話：029-821-5995　FAX：029-824-4118 月曜から金曜　午前９時～午後５時 （祝祭日・年末年始を除く）	・尚恵学園（コスモス） 土浦市神立町1791　電話：029-831-1686 月曜から土曜　午前９時～午後３時 （緊急時において日曜でも受付可能な場合があるため、お問合せください）
・ほびき園土浦サテライト 土浦市港町1-1-7 服部ビル６階 電話：029-823-3240 電話相談　午前８時30分～午後５時 来所相談　午前９時～午後５時 （火・金・祝日・お盆・年末年始を除く）	・ほびき園本部 かすみがうら市牛渡5513-1 電話：029-898-3661　FAX：029-898-3760 電話相談　午前８時30分～午後５時30分 来所相談　午前９時～午後５時 （水・土・日・祝日・お盆・年末年始を除く）

＊あんしんサポーターについて

コーディネーター（あんしんサポーター）が、介護者の不在時などの緊急時に備えて、これからの生活を考えるお手伝いをします。市から３か所の事業所（土浦市社会福祉協議会、尚恵学園、ほびき園）に業務を委託しております。ご相談には、事前登録が必要になりますので、市障害福祉課へお申し込みください。

○視覚障害者生活相談

視覚障害者のための各種相談、点字・録音図書の貸出をはじめ、点訳・朗読奉仕員などのボランティアの養成を行っています。

【問合せ先】県立視覚障害者福祉センター　〒310-0055 水戸市袴塚1-4-64　電話：029-221-0098

【利用時間】月曜から金曜　午前９時～午後５時

○聴覚障害者福祉相談

聴覚障害者の社会的自立を促進するため、各種の相談等を行い、聴覚障害者の福祉の増進を図っています。

【問合せ先】〒310-0844　水戸市住吉町 349-1　県立聴覚障害者福祉センター「やすらぎ」内
電話：029-248-0029　FAX：029-247-1369

【利用時間】毎週日曜から土曜　午前 9 時 30 分～午後 4 時（月曜午後、火曜・祝日を除く）

○職業相談（職業紹介・適職判定）

障害者職業相談員がケースワーク方式によって、職業のあっせんから就業後のアフターケアまで一貫したサービスを行います。

【問合せ先】・ハローワーク土浦
〒300-0805　土浦市宍塚 1838　　電話：029-822-5124　FAX：029-822-5294
・茨城県障害者職業センター
〒309-1703 笠間市鯉淵 6528-66　電話：029-677-7373　FAX：029-677-4752

○障害者就業・生活支援センター

就職の際や、在職中に支援を必要とする障害のある方に対し、窓口での相談や職場・家庭訪問等を実施し、関係機関と連携しながら、就業生活の継続に向けた支援を行っています。

【問合せ先】・障害者就業・生活支援センター　かい
〒315-0005 石岡市鹿の子 4-16-52　しろがね苑内　電話：029-922-3215
FAX：029-922-3220
・障害者就業・生活支援センター　かすみ
〒300-0053 土浦市真鍋新町 1-14　電話：029-827-1104　FAX：029-827-1105
月曜から金曜　午前 9 時～午後 4 時（事前予約が必要です）

○日本オストミー協会　茨城県支部

オストメイト（人工肛門・人工膀胱保有者）が安心して暮らせる社会を目指し活動している当事者団体です。講習会・交流会や宿泊研修等を行っています。

【問合せ先】〒310-0836　水戸市元吉田町 1065-7　電話：029-247-7836

○茨城県障害者 IT サポートセンター

パソコンの操作をはじめとした、IT に関する利用相談等を実施するとともに、ボランティアを派遣し、障害者の方のパソコン利用のサポートを行います。

【問合せ先】笠間市鯉渕 6550　社会福祉法人自立奉仕会　茨城福祉工場内
電話・FAX 共通：029-670-5733

○ひきこもり相談支援センター

精神保健福祉士等の専門コーディネーターがひきこもりについてご相談に応じます。

【問合せ先】筑西市西方 1790-29　電話：029-648-6631　FAX：029-654-6013

○ＮＡＳＶＡ（独立行政法人自動車事故対策機構）

自動車による交通事故が原因で重度の後遺障害が残った方への介護料の支給や、重度の意識障害を負った方の社会復帰を支援する療護施設の運営を行っています。

【問合せ先】電話：03-5608-7560（代）　FAX：03-5608-8610

○茨城県高次脳機能障害支援センター

高次脳機能障害（交通事故による外傷性脳損傷や脳卒中による脳血管障害などの後遺症として、記憶や感情などの脳の機能が損なわれる障害）に関するご相談に応じます。

【問合せ先】阿見町阿見 4669-2　茨城県立医療大学内　電話：029-887-2605

○茨城県難病相談支援センター

難病に悩む方が住み慣れた地域で安心して療養生活を送れるよう、関係機関と連携し、相談・支援・地域交流活動、就労支援などを行っています。

【問合せ先】阿見町阿見 4669-2　茨城県立医療大学内　電話：029-840-2838

○茨城県発達障害者支援センターCOLORS（カラーズ）つくば

発達障害またはその疑いのある方とその家族、および関係機関からの相談を行っています。

【問合せ先】つくば市高崎 802-1　社会福祉法人同仁会内　電話：029-875-3485

○土浦市身体障害者・知的障害者相談員

区　分	氏　名	電話・ＦＡＸ
身体障害担当（聴覚障害者協会）	横田　美智子	FAX　029-828-0424
身体障害担当（肢体不自由児（者)父母の会）	渡辺　剛秀	029-823-8032
身体障害担当（視覚障害者福祉協会）	岡村　道雄	029-841-6989
知的障害担当（手をつなぐ育成会）	井上　圭一	029-886-4642

身体障害程度別該当事業一覧表（△は一部該当）

障害・等級 / サービス名称	視覚						聴覚					音声・言語		肢体						内部				ページ	担当窓口	備考
	1	2	3	4	5	6	2	3	4	5	6	3	4	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4			
障害者手帳診断書料助成	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	4	障害福祉課	原則、新規申請及び障害追加時
後期高齢者医療制度の認定	○	○	○				○	○	△			○	○	○	○	○	△			○	○	○		5	国保年金課	６５歳以上７５歳未満の方 障害基礎年金１、２級も該当
重度障害者（児）医療費助成（マル福）	○	○	△	△			○	△	△			△	△	○	○	△	△			○	○	○	△	5	国保年金課	所得制限あり △は「３級又は４級」かつ療育手帳Ｂ（知能指数５０以下の判定の方）又は精神障害者手帳「２級」
自立支援医療（更生医療費）	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	7	障害福祉課	１８歳以上が対象
自立支援医療（育成医療費）	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	7	障害福祉課	１７歳以下が対象
補装具交付・修理	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	○	○	○	○	○	○	△	△	△	△	10	障害福祉課	所得制限あり
日常生活用具給付	○	○	△	△	△	△	○	△	△	△	△	△	△	○	○	△	△	△	△	△	△	△	△	10	障害福祉課	
地域生活支援事業（移動支援、日中一時支援、レスパイト等）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	13	障害福祉課	
手話通訳者・要約筆記者派遣事業							○	○	○	○	○													14	障害福祉課	１か月当たり４０時間を超えた部分については利用者の実費負担
障害福祉サービス	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	15	障害福祉課	調査の結果、対象にならない場合あり
心身障害者（児）福祉手当	○	○	△	△	△	△	○	△	△	△	△	△	△	○	○	△	△	△	△	○	○	△	△	18	障害福祉課	２０歳以上：１・２級 ２０歳未満：１～６級
特別障害者手当	△	△					△							△	△					△				18	障害福祉課	※対象者等の詳細はP.１８を確認
難病患者福祉手当																								19	障害福祉課	保健所から指定難病特定医療費受給者証又は一般特定疾患医療受給者証の交付を受けている方
障害児福祉手当	△	△					△							△	△					△				19	障害福祉課	２０歳未満の１、２級または療育手帳Ⓐ程度　※対象者等の詳細はP.１９を確認
児童扶養手当	○	△	△	△	△	△	○	△	△	△	△	△	△	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	19	こども政策課	※１８歳の年度末までの子等を持つ、父または母が障害者の場合。　詳細はP.１９を確認
特別児童扶養手当	△	△	△	△	△	△	○	○	△	△	△	○	△	○	○	○	△	△	△	△	△	△	△	20	こども政策課	※２０歳未満の、児童が障害者の場合。
障害年金	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	20	・国保年金課 ・土浦年金事務所	←国民年金加入中に初診 ←厚生年金加入中に初診 ※詳細は要問合せ。
特別障害給付金																								21	国保年金課	※対象者等の詳細はP.２１を確認
心身障害者扶養共済制度	○	○	○				○	○				○		○	○	○				○	○	○		21	障害福祉課	加入者は６５歳未満
所得税・住民税等の控除	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	22	ガイド参照	
自動車税（種別割・環境性能割）の減免	○	○	○	○			○	○				○		○	○	△	△	△	△	○	△	○		23	県税事務所課税課（軽自動車税）	福祉タクシー料金助成利用者は対象外
有料道路割引	第１種：介護者運転可 第２種：障害者本人運転のみ																							24	障害福祉課	通常料金の半額
タクシー料金の割引	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	24	茨城県タクシー・ハイヤー協会	１割引

※上記一覧で該当の場合も、条件によっては制限を受ける場合や、対象にならない場合もございます。
詳細については福祉ガイド本文をご覧いただき、福祉ガイド内に記載されている各担当窓口までお問い合わせください。

身体障害程度別該当事業一覧表（△は一部該当）

障害・等級 / サービス名称	視覚						聴覚					音声・言語		肢体						内部				ページ	担当窓口	備考
	1	2	3	4	5	6	2	3	4	5	6	3	4	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4			
ＪＲ運賃割引	第１種：介護者つき　両名半額、単独　片道１０１ｋｍ以上 第２種：片道１０１ｋｍ以上																							25	JR各駅	
バス運賃割引	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	25	各バス会社	
航空運賃の割引	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	25	各航空会社	詳細は各航空会社問合せ 国内線のみ
ＮＨＫ放送受信料の免除	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	26	障害福祉課	全額（世帯全員が市税非課税） 半額（１・２級、視覚、聴覚）
NTT番号案内の料金免除	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○									26	NTT	
携帯電話基本料金の割引	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	26	各携帯電話会社の営業所	詳細は各携帯電話会社へ問合せ
保育料の減額	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	27	保育課	在宅の障害児（者）世帯かつ前年分の所得税非課税世帯
公営住宅家賃の認定区分の変更	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	27	市営：住宅営繕課 県営：茨城県	障害者（児）のいる入居者
福祉タクシーの料金助成	総合等級１、２級																							28	障害福祉課	自動車税・軽自動車税の減免者は対象外
訪問理美容サービス費の助成														△	△									28	障害福祉課	６５歳未満 移動及び外出が困難で、下肢又は体幹機能障害
重度障害者（児）住宅リフォームの助成														△	△									28	障害福祉課	下肢又は体幹機能障害 所得制限あり
障害者歯科治療	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	29	口腔センター土浦	完全予約制
土浦市家庭ごみ訪問収集	○	○																						29	環境衛生課	一人暮らし、もしくは家庭ごみを集積場に捨てに行くことが困難な方のみで構成された世帯
友愛サービス事業	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	29	土浦市社会福祉協議会	対象者の制限等あり
ＮＥＴ１１９通報システム							○	○	○	○	○	○	○											30	障害福祉課	聴覚・音声言語の手帳所持者が対象
避難行動要支援者支援制度	○	○					○							○	○					△	△			30	総務課 障害福祉課	身体障害者手帳１・２級（呼吸器機能以外の内部障害を除く）
いばらき身障者等用駐車場利用証制度	○	○	○	○			○	○						○	○	△	△	△	△	△	△	△	△	31	障害福祉課	歩行が困難である方が対象
駐車禁止区域内の駐車許可	○	○	○	△										○	△	△	△			○	○	○		31	土浦警察署交通課	
土浦市立図書館来館困難者等郵送サービス	総合等級１、２級																							32	土浦市立図書館	
ガイドヘルパーの派遣	○	○																						32	土浦市社会福祉協議会	単身及びそれに準ずる手帳所持者
ヘルプマークの配布	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	33	障害福祉課 県南県民センター 土浦保健所	社会生活などにおいて、援助や配慮を必要としている方

※上記一覧で該当の場合も、条件によっては制限を受ける場合や、対象にならない場合もございます。
詳細については福祉ガイド本文をご覧いただき、福祉ガイド内に記載されている各担当窓口までお問い合わせください。

知的障害程度別該当事業一覧表（△は一部該当）

障害・等級 サービス名称	Ⓐ	A	B	C	ページ	担当窓口	備　　考
後期高齢者医療制度の認定	○	○			5	国保年金課	６５歳以上７５歳未満の方 障害基礎年金１、２級も該当
重度障害者（児）医療費助成（マル福）	○	○	△		5	国保年金課	所得制限あり △は身体障害者手帳「３級又は４級」又は精神障害者手帳「２級」かつB　（知能指数５０以下の判定の方）
日常生活用具給付	○	○	△	△	10	障害福祉課	
地域生活支援事業（移動支援、日中一時支援、レスパイト等）	○	○	○	○	13	障害福祉課	
障害福祉サービス	○	○	○	○	15	障害福祉課	調査の結果、対象にならない場合あり
心身障害者（児）福祉手当	○	○	○	△	18	障害福祉課	２０歳以上：Ⓐ、A、B ２０歳未満：Ⓐ、A、B、C
特別障害者手当	△				18	障害福祉課	※対象者等の詳細はP.１８を確認
障害児福祉手当	△				19	障害福祉課	※対象者等の詳細はP.１９を確認
児童扶養手当	△	△	△	△	19	こども政策課	※１８歳の年度末までの子等を持つ、父または母が障害者の場合。 詳細はP.１９を確認
特別児童扶養手当	○	○	△	△	20	こども政策課	※２０歳未満の、児童が障害者の場合。
障害年金	△	△	△	△	20	・国保年金課 ・土浦年金事務所	←国民年金加入中に初診日あり。 ←厚生年金加入中に初診日あり。 ※詳細は要問合せ。
特別障害給付金					21	国保年金課	※対象者等の詳細はP.２１を確認
心身障害者扶養共済制度	○	○	○		21	障害福祉課	加入者は６５歳未満
所得税・住民税等の控除	○	○	○	○	22	ガイド参照	
自動車税（種別割・環境性能割）	○	○			23	県税事務所課税課（軽自動車税）	福祉タクシー料金助成利用者は対象外
有料道路割引	第１種のみ対象：介護者運転				24	障害福祉課	通常料金の半額
タクシー料金の割引	○	○	○	○	24	茨城県ハイヤー・タクシー協会	１割引
ＪＲ運賃割引	第１種：介護者つき　両名半額、単独　片道１０１ｋｍ以上 第２種：片道１０１ｋｍ以上				25	JR各駅	
バス運賃割引	○	○	○	○	25	各バス会社	詳細は福祉ガイド参照

※上記一覧で該当の場合も、条件によっては制限を受ける場合や、対象にならない場合もございます。
　詳細については福祉ガイド本文をご覧いただき、福祉ガイド内に記載されている各担当窓口までお問い合わせください。

知的障害程度別該当事業一覧表（△は一部該当）

障害・等級 サービス名称	Ⓐ	A	B	C	ページ	担当窓口	備　　考
航空運賃の割引	○	○	○	○	25	各航空会社	詳細は各航空会社問合せ 国内線のみ
ＮＨＫ放送受信料の免除	△	△	△	△	26	障害福祉課	全額（世帯全員が市税非課税） 半額（Ⓐ、Ａ）
ＮＴＴ番号案内の料金免除	○	○	○	○	26	ＮＴＴ	
携帯電話基本料金の割引	○	○	○	○	26	各携帯電話会社の営業所	詳細は各携帯電話会社問合せ
保育料の減額	△	△	△	△	27	保育課	在宅の障害児（者）世帯かつ前年分の所得税非課税世帯
公営住宅家賃の認定区分の変更	△	△	△	△	27	市営：住宅営繕課 県営：茨城県	障害者（児）のいる入居者
重度障害者（児）住宅リフォームの助成	△				28	障害福祉課	Ⓐを有する方 所得制限あり
福祉タクシーの料金助成	○	○			28	障害福祉課	自動車税・軽自動車税の減免者は対象外
障害者歯科治療	○	○	○	○	29	口腔センター土浦	完全予約制
友愛サービス事業	○	○	○	○	29	土浦市社会福祉協議会	対象者の制限等あり
避難行動要支援者支援制度	○	○			30	障害福祉課	
いばらき身障者等用駐車場利用証制度	○	○			31	障害福祉課	
駐車禁止区域内の駐車許可	○	○			31	土浦警察署交通課	
土浦市立図書館 来館困難者等郵送サービス	○	○			32	土浦市立図書館	

※上記一覧で該当の場合も、条件によっては制限を受ける場合や、対象にならない場合もございます。
　詳細については福祉ガイド本文をご覧いただき、福祉ガイド内に記載されている各担当窓口までお問い合わせください。

精神障害程度別該当事業一覧表（△は一部該当）

サービスの名称	障害の等級			ページ	担当窓口	備　　考
	1	2	3			
障害者手帳診断書料助成	○	○	○	4	障害福祉課	新規申請・更新申請どちらも対象
後期高齢者医療制度の認定	○	○		5	国保年金課	・６５歳以上７５歳未満の方 ・障害基礎年金１、２級も該当
重度障害者（児）医療費助成（マル福）	○	△		5	国保年金課	障害年金１級の方も該当 所得制限あり
日常生活用具の給付	△	△	△	10	障害福祉課	
地域生活支援事業	○	○	○	13	障害福祉課	事業ごとに対象者の制限あり
障害福祉サービス	○	○	○	15	障害福祉課	調査の結果、対象にならない場合あり
土浦市心身障害児（者）福祉手当	△	△	△	18	障害福祉課	
特別障害者手当	△			18	障害福祉課	※対象者等の詳細はP.１８を確認
障害児福祉手当	△			19	障害福祉課	※対象者等の詳細はP.１９を確認
児童扶養手当	△	△	△	19	こども政策課	※１８歳の年度末までの子等を持つ、父または母が障害者の場合。　詳細はP.１９を確認
特別児童扶養手当	△	△	△	20	こども政策課	※２０歳未満の、児童が障害者の場合。
障害年金	△	△	△	20	・国保年金課 ・土浦年金事務所	←国民年金加入中に初診日あり。 ←厚生年金加入中に初診日あり。
特別障害給付金				21	国保年金課	※対象者等の詳細はP.２１を確認
心身障害者扶養共済制度	○	○	○	21	障害福祉課	加入者は６５歳未満
所得税・住民税等の控除	○	○	○	22	ガイド参照	
自動車税（種別割・環境性能割）の減免	○			23	県税事務所 課税課（軽自動車税）	１級かつ自立支援医療費受給者証の所持者が対象
ＪＲ運賃の割引	第１種：介護者つき　両名半額、 単独　片道１０１ｋｍ以上 第２種：片道１０１ｋｍ以上			25	ＪＲ各駅	
航空運賃の割引	○	○	○	25	各航空会社	
NHK放送受信料の免除	△	△	△	26	障害福祉課	全額（世帯全員が市税非課税） 半額（１級）
NTT番号案内の料金免除	○	○	○	26	NTT	
携帯電話基本料金の割引	○	○	○	26	各携帯会社の営業所	詳細は各携帯電話会社問合せ
保育料の減額	△	△	△	27	保育課	在宅の障害児（者）世帯かつ前年分の所得税非課税世帯
公営住宅家賃の認定区分の変更	△	△	△	27	市営：住宅営繕課 県営：茨城県	障害者（児）のいる入居者
福祉タクシーの料金助成	○			28	障害福祉課	自動車税・軽自動車税の減免者は対象外
障害者歯科治療	○	○	○	29	口腔センター土浦	完全予約制
友愛サービス事業	○	○	○	29	土浦市社会福祉協議会	対象者の制限等あり

精神障害程度別該当事業一覧表（△は一部該当）

サービスの名称	障害の等級			ページ	担当窓口	備　　考
	1	2	3			
避難行動要支援者支援制度	○			30	障害福祉課	
いばらき身障者等用駐車場利用証制度	○			31	障害福祉課	歩行が困難である方が対象
駐車禁止区域内の駐車許可	○			31	土浦警察署交通課	
土浦市立図書館 来館困難者等郵送サービス	○	○		32	土浦市立図書館	

※上記一覧で該当の場合も、条件によっては制限を受けたり、対象にならない場合もございます。詳細については福祉ガイド本文をご覧いただき、福祉ガイド内に記載されている各担当窓口までお問い合わせください。

発行日:令和７年４月１日

〒300-8686　茨城県土浦市大和町９番１号
　土浦市役所　障害福祉課（庁舎１階　窓口：４番～６番）
TEL：029-826-1111
FAX：029-826-7118
mail：shougai@city.tsuchiura.lg.jp